

設置の趣旨等を記載した書類

目 次

1. 設置の趣旨及び必要性	1
(1) 背景・経緯	2
(2) 設置の趣旨	2
(3) 社会的必要性	2
(4) 養成する人材像	5
(5) 修了後の進路、社会の人材需要の見通し	6
(6) タイ国教員と教育研究上の目的等の共有方法	6
(7) 研究対象とする中心的な学問分野	7
2. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	7
(1) 専攻の名称	7
(2) 学位の名称	7
3. 教育課程の編成の考え方及び特色	8
(1) 教育課程の編成方針（考え方）	8
(2) 教育課程の特色	9
(3) 授業科目の概要	10
4. 教員組織の編成の考え方及び特色	12
(1) 教員組織編成の考え方	12
(2) 教員配置計画	12
(3) 教員の専門分野の構成	13
(4) 連携外国大学との調整を行う専任教員	14
(5) 本専攻の長の専任方法	14
5. 教育方法、履修指導方法、研究指導体制及び修了要件	14
(1) 教育方法	14
(2) 履修指導	15
(3) 履修モデル	15
(4) 成績評価	17
(5) 修了要件	18
(6) 研究指導の方法	19
(7) 学位論文審査、学位授与	20
(8) 研究倫理審査体制	22

6. 施設、設備等の整備計画	23
(1) 東京医科歯科大学	23
(2) チュラロンコーン大学	24
7. 既設の専攻との関係	25
8. 入学者選抜の概要	25
(1) 学生受け入れに関する考え方	26
(2) 入学選抜の概要	26
(3) 入試運営体制	28
(4) 周知方法	28
9. 学生への経済的支援に関する取組	28
10. 管理運営	29
(1) 学内の管理運営体制	29
(2) 連携外国大学との調整	29
(3) 事務組織	29
11. 自己点検・評価	30
12. 情報の公表	31
13. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	34
14. 連携外国大学について	35
(1) 連携外国大学の施設・設備	35
(2) 国際連携教育課程の制度	35
(3) 国の質保証制度に基づく評価等	35
(4) 連携外国大学における博士（歯学）と同等の学位の授与実績	36
15. 協議及び協定について	36
(1) 連絡協議会	36
(2) 連絡体制	36
(3) 協定締結者	37
(4) 協定書の内容	37

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 背景・経緯

東京医科歯科大学歯学部は、アジア諸国に対して歯科医師養成のための指導者・研究者の育成に寄与することを国際交流の基本としており、これまでにアジア諸国の主要大学と学術交流協定を締結し、それを基盤として海外大学との交流の推進に努めてきた。なかでもタイ国の首都バンコクに位置しタイ国内でトップクラスのチュラロンコーン大学との交流は20年以上に及び、深い関係を構築してきた。

平成3年に両大学歯学部間で学術交流協定が締結されてからは、若手教員研修プログラムの実施（平成4年～6年）、チュラロンコーン大学歯学部でのシンポジウム「東京医科歯科大学歯学部における歯科生体材料の最近の進歩」の開催（平成5年）、文部省科学研究費国際学術研究「重度顎顔面欠損症の研究」の共同実施（平成5年～平成7年）などの交流事業を行い歯学部間での交流を深化させた結果、平成8年に日本学術振興会拠点大学交流プロジェクト（歯学）に採択されるに至った。10年間続いた同プロジェクトでは、日本側は東京医科歯科大学歯学部を拠点校として、新潟大学、大阪大学、広島大学、長崎大学が協力大学となり、タイ側はチュラロンコーン大学歯学部が拠点校となり、マヒドン大学、コンケン大学、チェンマイ大学が協力校となって、両国間の若手教員を中心とする教育研究交流が活発化した。共同研究の3つの柱のうちの1つは、重度顎顔面欠損症の研究であり、共同研究「顎顔面発生とその異常における頭部神経堤細胞の役割」を遂行して、タイ国における基礎歯学の定着に貢献し、チュラロンコーン大学歯学部「口腔生物学研究センター」が設置されるきっかけとなった。また、このプロジェクトによりタイから毎年国費留学生を受入れたことが、その後のタイ人留学生受入れの呼び水となった。

また、平成14年には両大学医学部間でも学術交流協定を締結するに至った。その後も、若手研修プログラムや各種シンポジウム・セミナー、東南アジア歯科公衆衛生研修プロジェクト（JICA）や若手研究者交流支援事業といった各種事業を両大学間で展開するなど活発な交流を実施してきた。

こうした実績を基盤として、平成22年11月には、両大学の研究・教育の協力体制を強化するとともに東南アジアの医学・歯学・生命科学の深化・発展する拠点となることを目的とした「チュラロンコーン大学・東京医科歯科大学研究教育協力センター（CU-TMDU センター）」が本学3番目の海外拠点としてチュラロンコーン大学歯学部内に設置された。CU-TMDU センターが設置された意義は大きく、本センターを拠点とした活動により、これまで交流を行っていた歯学部・医学部だけでなく、東京医科歯科大学の附置研究所である難治疾患研究所や生体材料工学研究所など、全学的な学術交流事業が推進されるようになった。本センターにはTV会議システムが導入されており、両大学で必要に応じてリアルタイムに会議を行うことが可能となっているだけでなく、本学歯学部の講義を本システムを利用してチュラロンコーン大学歯学部の学生が受講するなど教育面での連携も進んでいる。

東京医科歯科大学の博士課程に留学したタイからの留学生は歯学系で約100名、医学系

で約 20 名を数えるようになっており、本学で博士号を取得した後、帰国しチュラロンコーン大学に教員として在籍する本学の修了生は 20 名以上となっている。このように、本学への留学を経験したタイからの留学生は帰国後に本国で教員となることが多く、彼らが教え子たちを留学生として本学に派遣してくれた結果、教え子の教え子に当たる学生も現われはじめ、特に歯学系の各分野において本学との繋がりが一層密になってきている。

このような交流実績を長年にわたり構築してきた結果、平成 25 年にチュラロンコーン大学歯学部から歯学分野、特に歯科矯正学の国際共同教育プログラムを本学と開設したいとの要望があったことに端を発し、チュラロンコーン大学歯学部を相手大学とする国際共同教育プログラムの設置に向けた協議を継続的に行ってきた。その結果、両大学は、両大学が連名で学位記を授与するジョイント・ディグリープログラム（JD プログラム）を設置することに合意し、平成 26 年 2 月に「JD プログラム開設に関する覚書」を締結するに至った。その後、両大学の教員で構成される JD プログラム合同委員会を設置し、開設のために必要な事項について定期的に検討を重ねた結果、平成 28 年 8 月に「東京医科歯科大学・チュラロンコーン大学国際連携歯学系専攻」を設置する運びとなった。

（２）設置の趣旨

東京医科歯科大学の教育理念の一つである「国際性豊かな医療人の育成」を推進するために、永年培われてきた信頼関係を下に東京医科歯科大学、チュラロンコーン大学が連携し、歯学、特に歯科矯正学の分野に特化した一つの大学だけでは提供できない魅力ある新たな体系のプログラムを構築することが本設置の趣旨である。連携外国大学となるチュラロンコーン大学は、1917 年にタイ国の首都であるバンコクに設立され、QS 世界大学ランキング 2014-2015 の総合で 243 位にランキング（東京医科歯科大学：総合 294 位）されるなど、タイ国でトップクラスの国立大学であり、19 の学部と多数の研究施設が置かれた総合大学である。学生数は 38,000 人、教員数は 2,800 人を数え、教育研究に必要なスペースや研究機器などの施設・設備を十分に有しており、本専攻を共同で実施していくための教育研究資源は十分に備わっている。日本・タイ両国の教員によるきめ細かな指導体制で、質の高い研究・論文作成等の指導を行い、東京医科歯科大学・チュラロンコーン大学が連名で博士（歯学）の学位授与を行う。本専攻のプログラムの履修によって、高度の専門的医療人すなわち、臨床歯学・歯科医療の本質を理解したプロフェッショナルであるとともに研究者としての視点・資質をも有する人材を育成することが可能となる。通常の大学院（博士課程）と異なり、5 年間の標準修行年限内で、東京医科歯科大学・チュラロンコーン大学の粋を結集した内容の、学位取得に向けた質の高い研究と、歯科臨床専門医レベルの高度専門的医療人としての技術を身につけられるカリキュラムを提供する。

（３）社会的必要性

平成 25 年 5 月 28 日に取りまとめられた教育再生実行会議（第三次提言）においては、「徹

底した国際化を断行し、世界に伍して競う大学の教育環境をつくる」ことが提言され、具体策として、「海外のトップクラスの大学との大学院の共同設置や JD の提供」、「海外における魅力ある日本の教育プログラムの実施」などに言及している。さらに、平成 26 年 6 月 24 日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針 2014（骨太の方針 2014）において、「大学の徹底した国際化」が方針として示されるなど、政府としても、我が国における大学のボーダレス化・グローバル化を更に推し進めようとしているところである。

本学においても、更なる海外展開を行い、海外大学と連携して質の保証を伴った魅力ある国際共同プログラムを開設して、大学の国際競争力を強化することは、本学が機能強化を図る上で重要な戦略の一つとなる。本学は、医歯学分野における国際化のトップリーダーとしての責務を負っており、近年の大学を取り巻くグローバル化の流れ、及びチュラロンコーン大学歯学部からの国際共同プログラム開設の要望等を踏まえ、他大学に先駆けて本プログラムを開設することは、本学だけでなく日本の大学のグローバル化を前進させていくものとなる。本学は、平成 26 年度に世界大学ランキングトップ 100 を目指す力のある、世界レベルの教育研究を行うトップ大学の支援対象機関として、文部科学省が実施する「スーパーグローバル大学創成支援タイプ A（トップ型）」に採択されており、本事業の目的となっているグローバルに活躍する人材を育成するという観点からも、本学が JD プログラムをチュラロンコーン大学と共同で設置することは趣旨に沿うものである。本専攻での人材育成をとおして、タイ国だけでなく、その周辺国までを含めた人材養成の拠点化を図り、ASEAN 諸国に本学の歯科医療、歯学教育を波及させることは本学の国際通用性を高め、国際競争力を強化するだけでなく、ASEAN 諸国での歯科医療ネットワークを形成することに繋がり、日本のプレゼンス向上を図ることにもなる。

本プログラムで対象とする学問分野は歯学、特に歯科矯正学である。我が国の歯科矯正学の研究水準に関しては、ダイレクトボンディングシステム（歯並びを治す際に用いる矯正装置を直接歯面に接着させる技法）の開発に代表されるように国際的に高い評価が得られている分野であり、我が国から端を発し世界の歯科矯正治療のパラダイムを大きく変化させているなど国際的な評価も高い。本学においても、QS 世界ランキング 2013 で 1 論文当たりの被引用数がアジアで 1 位になるなど、研究面では高い評価を得ており、歯学分野に関しても文部科学省科学技術政策研究所が 2012 年に発表した「研究論文に着目した日本の大学ベンチマーキング 2011」の「歯科、口腔外科と医療」カテゴリーにおいて論文の被引用数が国内で 1 位にランクされるなどの研究実績がある。本専攻では、本学の研究力の高さや実績を活かした研究指導や論文指導など行うことで、研究面を中心とする教育研究資源などの強みを提供することが可能である。

一方、タイ国は、歯並びを大切にするという国民性を有しているにもかかわらず、矯正歯科医は不足しており、社会的に矯正歯科治療に対するニーズは非常に大きい。例えば、「J Med Assoc Thai.」の 2014 年 97 巻 7 号の 758-766 ページに掲載された” The relationship between demand and need for orthodontic treatment in high school students in Ba

ngkok.” (Atisook P, Chuacharoen R. 著)と題する大規模疫学研究によれば、バンコクの高校生の実に74%が矯正歯科治療を必要としていることが報告されている。また、歯並びや噛み合わせの悪さを矯正しないことが、頭痛や肩こりなど、全身に影響を与える疾患を誘発する可能性があるということをタイ国民が広く認識しており、歯並びや噛み合わせを矯正することにより健康へのリスクを軽減したいという安全・安心への関心が所得の向上とともに高まっている社会的背景もある。特にタイを中心とした東南アジア諸国では、一般的な不正咬合を有する患者に加え、唇顎口蓋裂をはじめとした矯正治療を必要とする先天異常患者が多く存在する上、GDPの急速な向上に伴い国民のQOL向上への期待は増大するばかりであり、これに対応できる歯科臨床医、歯学研究者などの高度専門医療人の養成が社会的に求められている。こうした状況にもかかわらず、タイ国での博士号取得者はまだ少なく、大学などの高等教育機関の教育者でも博士号未取得者が多いため、社会的な要請に対応できる高度専門医療人があまり養成されていないのが現状である。実際、連携外国大学であるチュラロンコーン大学歯学部においても現在、博士課程は、歯科補綴学、歯科公衆衛生学、口腔生物学、歯科生命工学の4コースしかなく、歯科矯正学の社会的なニーズの高まりを受けて歯科矯正学のコースを設置することについてチュラロンコーン大学内で検討がなされていたところである。

こうした両大学の意向が今回合致し、国境を越えて、歯学分野、特に歯科矯正学で国際共同プログラム（博士課程）を開設することに合意した。本専攻では、長年の交流実績に基づく信頼関係を基盤として、東京医科歯科大学の質の高い研究指導力とチュラロンコーン大学の歯科臨床カリキュラムを融合させ、それぞれの大学が有する教育資源を活用し、一つの大学だけでは提供できない魅力あるプログラムを構築することで、日本、タイ国並びに ASEAN 諸国から優秀な学生を獲得し、国際通用性の高い人材を育成することにより、海外における両大学のプレゼンスを強化・向上させることで多くの有益性を共有している。また、両大学の共同で実施される本プログラムの履修により、本学の学生にとっては、チュラロンコーン大学での臨床実習において日本ではあまり見られない歯科矯正学の症例を扱うことが可能になるだけでなく、日本とは違う環境での臨床現場を通して日本では経験し難い臨床実習を行うことが可能となり、本学の教育理念の一つである「国際性豊かな医療人の育成」に資することになる。一方、タイの学生は、研究面で本学の高い研究指導の下、質の高い論文指導を受けることが可能になるだけでなく、臨床面で最先端の診療設備を有する本学歯学部附属病院で日本式歯科医療について学ぶ機会が提供される。日本及びタイ国の両大学が連名で授与する本プログラムは、国際的に活動する歯科臨床医や歯学研究者として日本、タイ国を始めとする東南アジア諸国での就業機会を広く提供する。また、本プログラムでの、両国の滞在を通して相互の文化に触れ、自国での学修だけでは経験することのない貴重な体験することで、本専攻で養成される「歯学分野、特に歯科矯正学において日本、タイ国のみならず広く東南アジア等で同分野の優れた知識、技術を有し国際的リーダーになりうる研究心旺盛な高度専門医療人」が形成される。

(4) 養成する人材像

上記の趣旨とこれまでの背景・経緯から、本プログラムにおいては、生命科学分野、特に歯学分野の専門的知識を熟知し、他分野との緊密な連携により世界をリードする研究者、教育戦略を打ちたて実行できる心豊かな教育者、高い倫理感を有する研究心旺盛な高度専門医療人、そして新しい時代を開拓するオピニオンリーダーを育成する。すなわち、本プログラムは、歯学分野、特に歯科矯正学において日本・タイ国のみならず広く東南アジア等で同分野の優れた知識、技術を有し国際的リーダーになりうる研究心旺盛な高度専門医療人を養成することに重点を置く。その人材には以下に示す能力を修得させる。

- 1) 英語を共通語として専門的知識を理解し、英語によるコミュニケーションが円滑にできる能力
- 2) 専門領域に関する生涯学習を自立的に継続していく能力
- 3) 日本、タイ国のみならず広く東南アジア各国の医歯学領域、特に歯科矯正学に関する現状を把握してその問題点を指摘し、解決すべき問題に優先順位を付し、問題を解決するために必要となる研究や対策を自ら考えて実践する能力
- 4) 海外関係者と協力連携して医歯学領域、特に歯科矯正学に関する研究・教育・診療を指導的立場で牽引していく能力

上記の能力を有する人材養成のために以下の教育課程を実施し、授業は英語により行う。

- 1) 国際的に通用する高い研究能力と深い専門的知識および研究者としての思考能力・倫理性を有する人材を養成するために歯科矯正学に関する基礎科目、臨床科目および専門科目の授業科目を設ける。
- 2) 矯正歯科臨床の専門知識・技能を修得するための臨床トレーニング科目を設ける。
- 3) 歯科矯正学に関する基盤的能力獲得のために、発表形式の参加型授業形式を取り入れたセミナーを設ける。
- 4) 研究対象となる種々の事象に対して、問題点を自ら発見し科学的な分析を行い解決方法を科学的根拠に基づいて提示し解決・評価できるようになるために、「特論」を専門科目として設ける。
- 5) 国際的に通用する新規性の高い研究を企画・遂行するために「研究実習」を、さらに重要度の内容を有する学位論文を作成するための「実験・論文作成」を、専門科目として設ける。

上記の教育課程に相応しい人材を選抜するために以下に学生受け入れに関する考え方を掲げる。

- 1) 歯科矯正学における基本的な学識・技能に加え、より高度な臨床技能を身につけるとともに、咬合機能矯正学や顎顔面矯正学における研究に立脚した考え方を修得したいと考えている人材
- 2) 修了後には、将来の歯科矯正学領域における応用できる基礎研究および臨床研究の専門的知識・経験を有し、国家的プロジェクトおよび国際的な臨床あるいは教育・研究の場において先導的役割を果たしたいと考えている人材

(5) 修了後の進路、社会の人材需要の見通し

東京医科歯科大学の歯学部4年生の必修科目では「研究実習」という、6週間にわたり臨床・基礎分野に配属され研究を遂行する実習科目があるが、東南アジアと日本の歯科医療の比較という課題には例年、学生が非常に興味を持ってあためっており、将来東南アジアでの歯科医療分野に携わることを考えている学生も少なくない。

このような本学学生を含め日本人の本JDプログラム修了者は、国際感覚を有し、国際的にリーダーシップを発揮できる高度専門医療人として、本JDプログラムで得られた同分野の優れた知識、技術を駆使し、日本のみならず歯科矯正治療の需要が急速に高まっているタイ国やASEAN諸国において活躍する場に就くことが予想される。また国際的な視野を身につけた高度専門医療人として、WHOを始めとする国際機関や国際的に活動するNGO・NPOなどで活躍することも予想される。

タイ人を始めとする本JDプログラム修了者については、タイ国内及びさらなる経済発展が見込まれるASEAN諸国において、歯科医療、特に歯科矯正学を専門とする高度専門医療人として、大学病院を始めとする高度医療機関等で活躍するとともに、博士号を取得している歯科臨床医が少ないタイ国(チュラロンコーン大学歯学部教員の博士学位保有率:44%(179人中78人が保有)、本学歯学系専任教員(病院を含む)の博士学位保有率:88%(224人中198人が保有))において、歯学分野、特に歯科矯正学においての優れた知識、技術を有し国際的にリーダーシップを発揮できる指導者・研究者として、大学等の高等教育機関、基幹病院等で活躍することが予想される。

(6) タイ国教員と教育研究上の目的等の共有方法

本専攻の設置の趣旨については、これまでのチュラロンコーン大学との協議の中で共有されており、協定書にその内容が記されている。さらにJDプログラムを開設してからの教育上の目的や運営については定期的に開催される連絡協議会で共有していくことになる。当該協議会は、東京医科歯科大学、チュラロンコーン大学の教員で構成され、学生についての研究上、臨床実習上の目的、問題点等について密に議論を行い、両者の認識を共有していく。

（７）研究対象とする中心的な学問分野

研究対象とする中心的な学問分野は歯科矯正学である。不正咬合は、成長発育過程や加齢変化によって生じる歯並びや噛み合わせの異常から、顎変形症や顎顔面先天異常に起因する重度な骨格性の異常まで多岐に及び、口腔、顎、顔面の硬軟組織の形態・機能に不調和を生じるばかりでなく、歯周病やう蝕といった口腔感染症の原因となったり心理社会的問題を惹起する可能性がある。歯科矯正学（咬合機能矯正学、顎顔面矯正学を含む）は、このような病態に対して顎発育の制御や歯の移動を行うことにより、良好な歯列・咬合を獲得して患者の QOL 向上に寄与することを目指す臨床歯学の一分野である。近年では、矯正歯科治療技術の進歩に伴い、一般的な矯正歯科治療装置を用いた方法に加えて、歯科矯正用アンカースクリューのような生体親和性のあるバイオマテリアルを応用した治療も増加してきている。また、顎離断術や骨延長治療などを併用した顎顔面矯正治療の進歩により、従来は矯正歯科治療の対象となり得なかった骨格性の不調和や各種先天異常に伴う重篤な不正咬合に対しても、咬合の改善を図ることが可能となってきた。同時に、顎顔面領域の形態・機能を正確に把握して的確な治療計画を立案することが以前にも増して重要となっていることから、X 線 CT 等を用いた三次元画像データに基づく治療シミュレーション技術も急速に進歩してきている。しかしながら、未だ原因が不明で治療法が確立できない病態も少なからず存在し、これらの実態把握、原因の究明、予防法の確立、患者の正確な診断、並びに治療法の改良・開発が急務となっている。

２．研究科、専攻等の名称及び学位の名称

専攻の名称及び学位の名称については、いずれも協定書に明記されており、チュラロンコーン大学と合意できている。

（１）専攻の名称

専攻名は、東京医科歯科大学とチュラロンコーン大学の連携によって遂行される歯学系の大学院教育課程の実態を表す名称として、「東京医科歯科大学・チュラロンコーン大学国際連携歯学系専攻」（英文名称：Tokyo Medical and Dental University and Chulalongkorn University International Joint Degree Doctoral Program in Dental Sciences）とする。英文名称の国際的通用性については汎用されている用語を用いた名称であるため問題はない。

（２）学位の名称

授与される学位の名称は博士（歯学）とする。英文名称は「Doctor of Philosophy in Dental Sciences」とする。英文名称の国際的通用性については汎用されている用語を用いた名称であるため問題はない。

なお、現在、大学院医歯学総合研究科では、「歯学関係」の学位の分野の学位を授与して

おり、今回の国際連携専攻において授与する学位の分野も「歯学関係」であり変更はない。

また、チュラロンコーン大学は、過去 26 年間（1989 年－2014 年）で博士（歯学）（Doctor of Philosophy in Dental Sciences）の学位を 150 人に授与しており、本学と連名で博士（歯学）の学位を授与することについて問題ない。（学位記様式：資料 1）

3. 教育課程の編成の考え方及び特色

（1）教育課程の編成方針（考え方）

本専攻では、東京医科歯科大学の教育理念の一つである「国際性豊かな医療人の育成」を推進するために、本学のタイ拠点を活用し、長年培われてきた信頼関係をもとに東京医科歯科大学およびチュラロンコーン大学が協力して歯学、特に歯科矯正学の分野に特化した国際連携大学院博士課程を創設し、大学・医療機関における高等歯科医学教育・専門的歯科医療教育のグローバル化を見据えた新たな体系のプログラムを構築する。日本・タイ両国の教員による、きめ細かな指導体制で、質の高い研究・論文作成等の指導を行い、東京医科歯科大学およびチュラロンコーン大学が連名で博士（歯学）の学位授与を行う。本専攻のプログラムが東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科およびチュラロンコーン大学歯学部既存の授業科目を活用していることから、これまで両大学が授与してきた学位と同じ学位（博士（歯学））を両大学が授与するものである。またこれに加えて、本専攻のプログラムでは、優れた知識、技術を有し国際的リーダーになりうる研究心旺盛な高度専門医療人を養成することを目指している。そのため、教育課程の編成にあたっては、国際的に通用する高い研究能力と深い専門的知識および研究者・科学者としての思考能力に加えて、高度の専門的医療人に求められる、知識・経験・技能・リーダーシップを身につけることに重点を置いている。

◆ 東京医科歯科大学・チュラロンコーン大学国際連携歯学系専攻の教育課程の考え方

学位授与に要求される知識・能力および高度の専門的医療人に求められる知識・経験・技能・リーダーシップを取得するために、本課程は、以下の方針でカリキュラムを編成する。

- 1) 国際的に通用する高い研究能力と深い専門的知識および研究者としての思考能力・倫理性を有する人材を養成するために歯科矯正学に関する基礎科目および専門科目の授業科目を設ける。（※1）
- 2) 矯正歯科臨床の専門知識・技能を修得するための臨床科目を設ける。（※2）
- 3) 歯科矯正学に関する基盤的能力獲得のために、発表形式の参加型授業形式を取り入れたセミナーを設ける。（※3）
- 4) 研究対象となる種々の事象に対して、問題点を自ら発見し科学的な分析を行い解決

方法を科学的根拠に基づいて提示し解決・評価できるようになるために、「特論」を専門科目として設ける。(※4)

- 5) 国際的に通用する新規性の高い研究を企画・遂行するために「研究実習」を、さらに重要度の内容を有する学位論文を作成するための「実験・論文作成」を、専門科目として設ける。(※5)

(※1) 基礎科目は、「歯科矯正学総論」、「歯科矯正学基礎」および「基礎歯科矯正学セミナー」の3科目、専門科目は、「論文・博士論文セミナー」、「咬合機能矯正学特論」、「咬合機能矯正学研究実習」、「咬合機能矯正学実験・論文作成」、「顎顔面矯正学特論」、「顎顔面矯正学研究実習」および「顎顔面矯正学実験・論文作成」の7科目である。

(※2) 臨床科目は、「歯科矯正学技法」、「包括的治療手順」、「矯正演習」、「上級歯科矯正学セミナー」、「矯正臨床トレーニング1」、「矯正臨床トレーニング2」、「矯正臨床トレーニング3」、「上級矯正臨床トレーニング1」、「上級矯正臨床トレーニング2」、「歯科用写真」、「歯科矯正学におけるコンピューター」および「歯科矯正学教育実習」の12科目である。

(※3) セミナー形式の授業は、「基礎歯科矯正学セミナー」(基礎科目)、「上級歯科矯正学セミナー」(臨床科目)、「論文・博士論文セミナー」(専門科目)において実施する。

(※4) 「特論」は、「咬合機能矯正学特論」および「顎顔面矯正学特論」の2科目である。

(※5) 「研究実習」は、「咬合機能矯正学研究実習」および「顎顔面矯正学研究実習」の2科目、また、「実験・論文作成」は「咬合機能矯正学実験・論文作成」および「顎顔面矯正学実験・論文作成」の2科目でそれぞれ実施する。

(2) 教育課程の特色

本専攻の教育課程では、その社会的必要性(高度の専門的医療人としての資質、国際通用性)が強く求められる領域における優れた知識、技術を有し国際的リーダーになりうる研究心旺盛な高度専門医療人を養成することを目指しており、これを反映して以下のような特色を有している。

- 1) 歯科医学、特に歯科矯正学における問題解決に特化した高度専門能力を養成する。
具体的には一点目として、臨床領域であることから、当該分野の基礎ならびに臨床に関する知識と臨床技術を兼ね備えた矯正歯科医の育成を目的とする。二点目として、歯、歯周組織、顎顔面頭蓋及びこれらに付随する筋軟組織系の正常な成長発育とその機能について教授するとともに、これら諸構造の不正により生じた咬合異常、形態異常等の改善ならびにそれらの発生の予防の教育を目的とする。
- 2) 国際性豊かな学位論文の指導に加えて、実地臨床指導、参加型授業形式のセミナ

一や研究実習など多くの視点から見た問題点解決法の醸成を促し、研究遂行過程に求められるマネジメント能力等の涵養も重視する。

- 3) 修業年限を5年として歯科臨床医としての高度専門能力の修得と PhD 取得のための研究をタイ・日本両国でモザイク状に並行して行う。
- 4) 海外の最新事情や最先端の知識に触れグローバルな視点を身につけるため、授業は日本・タイ両国でそれぞれ一定期間履修することを原則とし、日本・タイ両国の教員による英語を用いた講義ならびに実習を設ける。

このような教育課程の特色は、以下に述べる両大学の強みを反映したものである。すなわち、東京医科歯科大学は 現在世界中で行われている固定式装置を用いた矯正歯科治療の根幹をなすダイレクトボンディングシステム(歯並びを治す際に用いる矯正装置を直接歯面に接着させる技法)の基礎研究ならびに臨床開発・改良を重ねており、国際的に高い評価を得ている。世界大学ランキングにおいても、2013 年 QS 世界ランキングでの1論文当たりの被引用数におけるアジア 1 位、文部科学省科学技術政策研究所発表の「研究論文に着目した日本の大学ベンチマーキング 2011」の「歯科、口腔外科と医療」カテゴリ論文被引用数における国内 1 位、などの実績がある。したがって本専攻では、研究力の高さや実績を活かした研究指導や論文指導などが可能となり、その内容を有する「特論」「研究実習」および「実験・論文作成」などの専門科目を東京医科歯科大学で開設する。

一方、タイは、研究面では日本に及ばないものの、臨床面では発展を見せており、チュラロンコーン大学の学士課程の歯科臨床実習においても日本より早期に開始するなど、臨床に重点を置いている。同様に同大学の修士課程(歯学)、博士課程(歯学)においても、授業科目に臨床科目を設けて、高度な歯科臨床医を育成するカリキュラム編成を行っているなど臨床教育に特徴がある。このように臨床教育を重視してきた結果、タイの旗艦大学であるチュラロンコーン大学では、臨床レベルの向上が急速に図られてきている。そこで本専攻では、臨床力を重視した「歯科矯正学技法」、「包括的治療手順」、「矯正演習」、「上級歯科矯正学セミナー」、「矯正臨床トレーニング 1」、「矯正臨床トレーニング 2」、「矯正臨床トレーニング 3」、「上級矯正臨床トレーニング 1」、「上級矯正臨床トレーニング 2」、「歯科用写真」、「歯科矯正学におけるコンピューター」および「歯科矯正学教育実習」などの臨床科目をチュラロンコーン大学で開設する。

(3) 授業科目の概要

本専攻では、生命科学分野の専門的知識を熟知し、他分野との緊密な連携により世界をリードする研究者、教育戦略を打ちたて実行できる心豊かな教育者、高い倫理感を有する研究心旺盛な高度専門医療人、そして新しい時代を開拓するオピニオンリーダーを育成することを目指している。すなわち、歯学分野、特に歯科矯正学において日本・タイ国のみならず広く東南アジア等で同分野の優れた知識、技術を有し国際的リーダーになりうる研

究心旺盛な高度専門医療人を養成することに重点を置くことから、授業科目は、東京医科歯科大学およびチュラロンコーン大学の潤沢な教育資源を用いて、高度専門医療人としての見識、技能、研究遂行能力を兼ね備えた歯科医学の指導者としての人材育成ができるように、基礎科目、臨床科目および専門科目で構成する。これらの科目群は、東京医科歯科大学およびチュラロンコーン大学で開設されている授業を取り入れて構成されたものが主体となっている。チュラロンコーン大学の既存のカリキュラムを基本に、本カリキュラムを設定しているため、始業時期は、8月1日に始まり、翌年の7月31日に終わる。1学年の学期区分は2期制（2セメスター）であり、1学期（1セメスター）の授業期間は、8月から12月と1月から5月の5ヶ月間とする。なお、6月から7月の2ヶ月は休業期間とするが、3年次から5年次はサマーコースとして授業を開講する。

本専攻で修得すべき単位数については、72単位を設定している。そのうち、48単位をチュラロンコーン大学、24単位を東京医科歯科大学が実施する。

チュラロンコーン大学で履修する48単位については、コースワークとして、講義8単位、セミナー2単位、演習1単位、臨床実習12単位の計23単位の必修単位と選択単位として1単位の合計24単位を設定しており、その他に、論文セミナーを含めて論文指導の単位を24単位を設定している。

東京医科歯科大学で履修する24単位については、主に研究ならびに論文指導を行う。配当年次については、2年次に18単位、3年次に2単位、4年次に2単位、5年次に2単位を設定している。そのうち3年次から5年次にかけての各2単位については、学生の移動による負担を軽減するため、学生はタイに滞在したまま、TV会議システムなどのメディアを利用して論文指導が行われる。

授業科目の概要は以下の通りである。

1) 基礎科目群（配当年次：1年次）

歯科矯正学に必要な生物学的・疫学的・統計学的な専門知識および国際的に通用する高い研究能力の礎を築くための基礎科目群を用意する。また、文献評価ならびに発表・討議を行うことによりお互いに客観的評価力を身につけるためのセミナーを開設する。

2) 臨床科目群（配当年次：1～5年次）

矯正歯科治療に必要な治療手順・技法を講義ならびに演習を通じて学ぶ。ここでは、学生・教員・患者の3者間の良好な関係の構築に重点を置く。また、最先端の治療法を学ぶセミナー科目に加えて、他科との連携を通じて包括的治療を実地で修得するトレーニング科目や学部学生に対する教育実習を学ぶ実習科目を開設する。

3) 専門科目群（配当年次：2～5年次）

各自の専門的研究テーマおよびそれと関連した臨床に必要な知識および思考力の獲得を目的とする特論科目を講義ならびにセミナー発表形式で開設する。討議の場を設けることで論理的思考能力とそれに基づく展開力を身につける。また、不正咬合の病態生理や先天異常・成長発育障害のメカニズムなどの解明に関する実習科目を開設する。さらに、研究計画の立案・研究手法の確立・実験による検討を行い論文にまとめる実験・論文作成科目を開設する。

4. 教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 教員組織編成の考え方

本専攻の教員は、東京医科歯科大学から 38 名、チュラロンコーン大学から 16 名の専任教員で組織する。このうち東京医科歯科大学では、平成 28 年 8 月開設時の研究指導教員として教授 14 名、准教授もしくは講師 11 名を配置する。チュラロンコーン大学では、教授相当 2 名、准教授相当 2 名を配置する。歯科矯正学分野において、日本・タイ国のみならず広く東南アジア等で同分野の優れた知識、技術を有し国際的リーダーになりうる研究心旺盛な高度専門医療人を養成するために、歯学矯正学分野における研究業績に加え、学会を立ち上げ学問的發展をリードしてきた教員、国内外の歯科矯正学分野の経験の豊富な教員、歯学矯正学分野以外の分野での最新研究手法や研究に必要な科学論文を容易に読みこなす為の技能を身につける方法を指導する教員など、大学院博士課程での教育経験の豊かな教員を配置し、国際性豊かな高度専門医療人の養成を推進するための教員組織とする。なお、本学の担当分野である咬合機能矯正学分野および顎顔面矯正学分野は、2014 年実績で査読付き国際英文誌にそれぞれ 10 編以上の論文を掲載しており、学問分野は組織学・免疫学・神経生理学・生体材料学・再生医学・遺伝学・統計学・臨床歯科矯正学など多岐にわたっている。各教員はそれぞれの論文に共同研究者として参画していることから、本プログラムの教育課程に見合った教員組織であると考えている。また、本学の専任教員は既存組織の教員が兼担するが、入学定員が 3 名であること、また、本学開設の授業科目を 2 年次に集中させるなど、カリキュラム編成で工夫を行うことで、母体となる研究科の教員の負担軽減を図っている。

教員組織の編成の特色として、特に博士論文を作成するにあたり、大学間で密に連携することにより、博士課程に必要な幅広い専門知識の修得に向けて組織的な対応が図れるように配慮した。また、学位審査にあたっては、両大学が共同して実施するものとし、審査員となる教員のレベルの同等性を確保する。

(2) 教員配置計画

本専攻の指導内容は個別の学生の状況に応じて適切に運用することとしており、有効かつ効率的な教育が行えるよう統括的な指導を行う。個々の学生に対する教育研究活動の調整は、少なくとも各学年末に 1 回開催される助言委員会（チュラロンコーン大学教員およ

び東京医科歯科大学教員で構成)が行う。学生は、第 4 セメスターの終わりまでに進級試験に合格しなければならない。試験は、学生の基礎知識、分析力、研究潜在力をみるもので筆記試験と面接試験から成る。進級試験の審査は、資格試験審査委員会(チュラロンコーン大学教員および東京医科歯科大学教員で構成)が行う。また、第 6 セメスターの終わりまでに論文企画試験に合格しなければならない。この目的は、知識、研究開発アイデアや企画書作成スキル、コミュニケーション力などをみるためである。論文企画試験の審査は、論文企画発表委員会(チュラロンコーン大学教員および東京医科歯科大学教員で構成)が行う。

学位論文指導を担当する教員は学生個々の研究テーマによって異なるが、東京医科歯科大学教員、チュラロンコーン大学教員が 1 名ずつ担当する。研究テーマも考慮するが、原則、チュラロンコーン大学で入学手続きを行った学生はチュラロンコーン大学の教員が主担当となり、東京医科歯科大学で入学手続きを行った学生は東京医科歯科大学の教員が主担当を務める。本専攻が用意する体制では、論文指導、学位審査を単一大学で行う場合よりも多くの専門家が同一の領域に存在することになるため、質の高い教育研究活動を確保する上で、研究内容の向上、指導体制の向上、評価の妥当性など多くの面で利点があると考えられる。上記の研究指導を行う本学およびチュラロンコーン大学の教員は、歯科矯正学分野を専門分野として、豊富な教育経験と研究実績を有する教員を配置する。

(3) 教員の専門分野の構成

本専攻の学問分野は歯科矯正学である。歯科矯正学はさらに細分化・専門化され咬合機能矯正学および顎顔面矯正学に大別される。

咬合機能矯正学においては、主に下記の項目をそれぞれの専門を有する専任教員が担当する。

- 1) 不正に陥っている咬合系の生理的機構を病態学的に解説し、咬合育成や改善に対する科学的根拠の理解を深めさせる。(生理学)
- 2) 咬合力や矯正力等の外力に対する咬合系の反応性と適応性について、また、増齢に伴うそれらの変化についても解説し、生物現象への関心を高める。(組織学・生化学)
- 3) 歯科矯正治療を主とする咬合系の形態や機能を制御する術式について、生力学的ならびに材料学的に解説し、新規生体材料・術式の開発を図る。(生力学・歯科材料学)
- 4) 咬合制御に対する歯科医が考える必要度と一般人が考える要求度について解説し、社会歯科学の認識を高める。(社会歯科学)

顎顔面矯正学においては、主に下記の項目をそれぞれの専門を有する専任教員が担当す

る。

- 1) 先天異常ならびに顎変形症を伴う患者に対する各種検査法ならびに分析法を解説し、治験例を参考に診断、治療計画の立案について理解を深める。(臨床評価/医療検証)
- 2) 臨床統計学的手法を用いて顎顔面矯正学の客観的エビデンスを蓄積し、今後の歯科医療の発展に寄与する基礎データを構築する。(臨床インフォマティクス)
- 3) 各種先天異常ならびに顎変形症の成立に関与する因子および発症機序を明らかにするため、分子遺伝学的手法や分子生物学的手法を用いた原因遺伝子の探索や病態発生機序についての解析法を学ぶ。(バイオマーカー探索)
- 4) 先天異常患者や顎変形症患者の顎口腔機能の特異性を明らかにするとともに、高次中枢との関連性を探る。(顎口腔機能センシング)
- 5) 各種画像情報を用いて治療シミュレーションや顎口腔機能の評価を行うためのデバイス開発を行う。(新規デバイス/イメージング技術開発)

(4) 連携外国大学との調整を行う専任教員

連携外国大学であるチュラロンコーン大学との調整を担う本専攻所属の専任教員には、チュラロンコーン大学卒業後、本学で博士課程を修了し博士号(歯学)を取得したタイ国籍の教員が担当する。タイ語のみならず日本語、英語にも堪能で、日本の生活、文化にも慣れ親しんでおり、本学とチュラロンコーン大学双方の入試制度や教育方法等にも通じていることから、本学とチュラロンコーン大学との調整役となり、本専攻のプログラムをコーディネートしていくには適任である。学生に対して、きめ細かい教育研究指導を行うことが可能であるだけでなく、両大学双方での経験を踏まえた学生生活の助言を行うことも可能である。また、調整にあたっては、事務職員がサポートする体制を整えており、自らの教育研究活動の他、調整に専念できる体制を整えている。

(5) 本専攻の長の専任方法

既存の専攻においても専攻の長は置いていないため、本専攻の長も置かないが、連絡協議会の委員を務める両大学の教授が共同で責任を持つ。

5. 教育方法、履修指導方法、研究指導体制及び修了要件

(1) 教育方法

本専攻ではすべての授業科目において英語を使用する。タイ国においては、平成9年より、6歳から11歳の初等学校で第1外国語として英語授業が行われているなど、年少期から英語に慣れ親しんでいる。また、地域的にもタイは言語の違うマレーシアやミャンマーと国境を接している関係上、共通語として国際通用性の高い英語が生活の場で使用されることも多く、連携外国大学のチュラロンコーン大学の授業でも、母国語のタイ語ではなく

英語を用いている。また、東京医科歯科大学の授業では、英語圏の留学生が在籍していることもあり、留学生が履修登録した授業科目では、英語による授業も開講しているため、教員の負担はなく、両大学の教員および学生にとって、意思疎通を図る手段として英語が適していることに加え、本専攻を修了した歯学領域の専門知識を身に付けた実践力のある人材が活躍するフィールドとなる ASEAN 各国においては、英語が教育言語、もしくは、主要教育外国語となっており、本専攻で国際通用性のある英語を使用することは適切である。

チュラロンコーン大学が開設する授業科目については、原則、チュラロンコーン大学の研究指導教員が責任をもって実施するが、東京医科歯科大学の研究指導教員は skype や e-mail などを活用して履修状況を密に確認・共有する。学生に対しては、skype や TV 会議システム、e-mail などを活用して指導に関わる。

(2) 履修指導

本専攻は5年間の教育課程であり、学生は目標を明確にして主体的かつ計画的に学修を進めていけるよう履修指導をする。個々の学生の履修計画の指導は、入学手続きをした大学が担うが、学生の目標や指向性により、相手大学の教員にも助言を求められるよう、skype や TV 会議システム、e-mail などを活用して個別指導を行うことができる体制を整える。

(3) 履修モデル

歯科矯正学、咬合機能矯正学および顎顔面矯正学における5年間の本専攻の教育課程では、毎週5時間の講義と30時間の模型実習、臨床実習およびセミナーへの出席を求めている。本教育課程は、10セメスターおよび最低2サマーコースの編成であり最低72単位以上を取得することが修了の要件である。

チュラロンコーン大学が開講する授業科目については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義15時間、演習15時間、臨床トレーニングおよび論文指導、実習45時間とする。

また、履修モデルの例を図に示している。(履修モデル：資料2)

- 1) コースワークは、24単位で、必修コース23単位および選択コース1単位で編成している。

歯科矯正学領域の研究の基礎ならびに臨床を担当する分野である「歯科矯正学」関連の授業科目のうち基礎科目である「歯科矯正学総論」、「歯科矯正学基礎」、「基礎歯科矯正学セミナー」、ならびに臨床科目である「歯科矯正学技法」、「包括的治療手順」、「矯正演習」、「上級歯科矯正学セミナー」は、導入科目として1年次にチュラロンコーン大学で実施する。また、論文作成の「いろは」として専門科目である「論文・博士論文セミナー」も1年次にチュラロンコーン大学で開始する。なお、

この「論文・博士論文セミナー」は引き続き3年次から5年次にかけてもチュラロンコーン大学で実施するが、これにより自身の研究テーマに意義、新規性ならびに臨床応用の可能性があるか否かを客観的に文献評価することが可能となる。したがって、同時期に東京医科歯科大学で実施する専門科目と補完的に作用する。チュラロンコーン大学では、引き続き3年次に臨床科目である「矯正臨床トレーニング1」、「矯正臨床トレーニング2」を実施して臨床のブラッシュアップを図る。さらに、4年次には「矯正臨床トレーニング3」、「上級矯正臨床トレーニング1」、「上級矯正臨床トレーニング2」を提供し専門性をさらに高める。最終学年である5年次には「歯科用写真」、「歯科矯正学におけるコンピューター」を実施し臨床教育での応用力の強化を図るとともに、「歯科矯正学教育」を受講させることで教育者としての役割をも担えるようにする。

一方、東京医科歯科大学では2年次より、専門科目である「咬合機能矯正学特論」あるいは「顎顔面矯正学特論」を実施して研究の導入を行う。さらに、それぞれ「咬合機能矯正学研究実習」あるいは「顎顔面矯正学研究実習」に展開し、最終的には「咬合機能矯正学実験・論文作成」あるいは「顎顔面矯正学実験・論文作成」を実施して研究データの採得・解析・論文作成まで到達する。

① 必修単位 23 単位：

基礎科目として「歯科矯正学総論（1単位）」
「歯科矯正学基礎（2単位）」
「基礎歯科矯正学セミナー（1単位）」の3科目開設
臨床科目として「歯科矯正学技法（3単位）」
「包括的治療手順（2単位）」
「上級歯科矯正学セミナー（1単位）」
「矯正演習（1単位）」
「矯正臨床トレーニング1（2単位）」
「矯正臨床トレーニング2（1単位）」
「矯正臨床トレーニング3（3単位）」
「上級矯正臨床トレーニング1（2単位）」
「上級矯正臨床トレーニング2（4単位）」の9科目開設

② 選択単位 1 単位：

臨床科目として「歯科用写真（1単位）」「歯科矯正学におけるコンピューター（1単位）」「歯科矯正学教育実習（1単位）」の3科目のうち1科目を選択

2) 論文 48 単位（論文セミナー含む）

専門科目として「論文・博士論文セミナー」の論文指導は、両大学が共同で指導する。なお、論文 48 単位のうち、24 単位は、東京医科歯科大学が開設する授業科目「①咬合機能矯正学特論」「①咬合機能矯正学研究実習」「①咬合機能矯正学実験・論文作成」ならびに「②顎顔面矯正学特論」「②顎顔面矯正学研究実習」「②顎顔面矯正学実験・論文作成」の 6 授業科目の中から履修する。なお、①咬合機能矯正学の授業科目と②顎顔面矯正学の授業科目と組み合わせることはできない。（履修スケジュール：資料 3）

（４）成績評価

本専攻の各授業科目の単位認定については、両大学の教員で組織されている東京医科歯科大学・チュラロンコーン大学合同委員会が審査して、単位認定する。また、本専攻のカリキュラムの開発および実施、各授業の定期試験、レポート課題等の運用についても同委員会が行う。単位認定の時期については、学期末の 12 月および年度末の 5 月に行う。

東京医科歯科大学における各授業科目の成績については、個々の学生の学習到達度ををはかるために、本学大学院学則第 19 条に基づき成績を点数化した「秀＝4」「優＝3」「良＝2」「可＝1」「不可＝0」の 5 段階で評価され、「可＝1」以上を合格とする。成績表記および英文表記については、「当該科目の目的をほぼ完全に達成したもの」は「4」（秀）＝S（Superior）、「当該科目の目的を十分に達成したもの」は「3（優）＝A（Excellent）」、「当該科目の目的を達成したもの」は「2（良）＝B（Good）」、「当該科目の目的を最低限は達成したもの」は「1（可）＝C（Fair）」、「当該科目の目的には及ばないもの」は「0（不可）＝D（Failing）」と定めている。

チュラロンコーン大学における各授業科目の成績については、個々の学生の学習到達度ををはかるために、点数化した「4.0＝A」「3.5＝B＋」「3.0＝B」「2.5＝C＋」「2.0＝C」「1.5＝D＋」「1.0＝D」「0.0＝F」の 8 段階で評価され、「2.5＝C＋」以上を合格とする。英文表記については、「A＝Excellent」、「B＋＝Very Good」、「B＝Good」、「C＋＝Fairly Good」、「C＝Fair」、「D＋＝Poor」、「D＝Very Poor」「F＝Fail」と定めている。

両大学は下記により成績を換算してそれぞれの大学で記録する。

「成績換算表」

東京医科歯科大学			チュラロンコーン大学		
GP	評価	100 点方式	GP	評価	
4	Superior	90～100 点	4.0	A	Excellent
3	Excellent	80～89 点	3.5	B+	Very Good
2	Good	70～79 点	3.0	B	Good

1	Fair	60～69 点	2.5	C+	Fairly Good
0	Failing	0～59 点	2.0	C	Fair
			1.5	D+	Poor
			1.0	D	Very Poor
			0.0	F	Fail

成績評価基準については、履修要項（シラバス）に記載するとともにホームページ等により周知し、学生が自己の成績に対して疑義がある場合には、授業科目責任者から修学指導、履修登録および成績に関する事項を取り扱う東京医科歯科大学・チュラロンコーン大学合同委員会にて協議する。

（５）修了要件（履修モデル：資料２）

本専攻では、5年以上在学し、下記の要件を満たした者について、博士（歯学）を両大学から授与する。また、両大学では、45時間の学修をもって1単位としている。

- 1) 必修科目である基礎科目の歯科矯正学総論（1単位）、歯科矯正学基礎（2単位）、基礎歯科矯正学セミナー（1単位）を修得すること。
- 2) 臨床科目のうち、必修科目である歯科矯正学技法（3単位）、包括的治療手順（2単位）、上級歯科矯正学セミナー（1単位）、矯正演習（1単位）、矯正臨床トレーニング 1（2単位）、矯正臨床トレーニング 2（1単位）、矯正臨床トレーニング 3（3単位）、上級矯正臨床トレーニング 1（2単位）、上級矯正臨床トレーニング 2（4単位）を修得すること。
- 3) 臨床科目のうち、歯科用写真（1単位）、歯科矯正学におけるコンピューター（1単位）、歯科矯正学教育実習（1単位）の3科目のうち1科目（1単位）以上を修得すること。
- 4) 専門科目のうち、論文・博士論文セミナー（24単位）並びに咬合機能矯正学の授業科目である咬合機能矯正学特論（6単位）、咬合機能矯正学研究実習（8単位）、咬合機能矯正学実験・論文作成（10単位）の組合せ、または顎顔面矯正学の授業科目である顎顔面矯正学特論（6単位）、顎顔面矯正学研究実習（8単位）、顎顔面矯正学実験・論文作成（10単位）の組合せ、どちらかを選択し4科目（48単位）を修得すること。

なお、咬合機能矯正学の授業科目と顎顔面矯正学の授業科目とを併せた組み合わせはできない。

- 5) 上記1) から4) の合計72単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出し、審査及び博士号取得試験に合格すること。ただし、72単位以上のうち、東京医科歯科大学が開設する授業科目について24単位以上、チュラ

ロンコーン大学が開設する授業科目について 48 単位以上修得すること。

＜チュラロンコーン大学の修了要件＞

博士の学位授与に係るチュラロンコーン大学の修了要件は、各プログラムごとに規定されており、今回の JD プログラムでは次のとおり規定される。

5 年以上在学（最大で 8 年）し、所定の授業科目について、72 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出し、審査及び博士号取得試験に合格しなければならない。なお、学位論文は、査読制度のある国際学術雑誌に投稿し、受理された後、原則として印刷公表されたものでなければならない。

＜タイ国修了要件＞

タイ国における博士課程の修了要件については、タイ国教育省告示「大学院カリキュラム基準規定第 13 項」において、修了要件が次のとおり規定されている。

1) プログラムに規定された全ての科目を履修し、学位論文を提出し、審査および最終試験に合格すること。なお、修了に必要な単位数については、下記のとおり取得している学位により異なる規定となっている。

- ① 学士の学位を取得している者については、修了に必要な単位数として 72 単位以上
- ② 修士の学位を取得している者については、修了に必要な単位数として 48 単位以上

本専攻の修了要件は、必要単位数を 72 単位以上としており、タイ国の修了要件を満たしている。なお、その他の修了要件については、プログラムを実施する各大学に任されている。

（6）研究指導の方法

学生への研究方法や論文作成を始めとする研究指導は、入学前の学生の状況、学生の能力に応じて、両大学が共同で行う。指導に当たっては、歯科矯正学分野の専門的知識を熟知し、他分野との緊密な連携により世界をリードする研究者であり臨床歯科医を育成することを主眼に置き、個別指導を適切に実施し、自立して研究テーマを設定できるよう、学位論文の完成に至るまでの研究指導を行う。本専攻では、将来的に学生が公平かつ適切な指導体制を確保し教育の質を担保するために、両大学の専任教員が協力して責任をもつ複数指導体制を基本とする。学生が両方の大学から研究指導を受け入れることができるよう、履修を開始する前に学生 1 人に対して、東京医科歯科大学とチュラロンコーン大学から、それぞれ 1 人ずつ配置される研究指導教員が決定される。

主担当の役割は、研究テーマの設定から学位論文に至るまでの研究指導の主体的任務を果たし、副指導教員は、学生の研究テーマに応じ、主担当と協力し、補助的な指導を行う。研究テーマも考慮するが、原則、チュラロンコーン大学で入学手続きを行った学生はチュラロンコーン大学の教員が主担当となり、責任を持って指導を行い、東京医科歯科大学で入学手続きを行った学生は東京医科歯科大学の教員が主担当を務め、責任を持って指導を行う。複数指導体制により、きめ細かい研究指導を行うことが可能となり、研究遂行に必要な知識・技術の習得を支援する。また、それぞれの大学の教員が相手大学の学生をオンラインで指導することが出来る体制を確保するため、e-mail や skype、TV 会議システムなどのメディアを効果的に活用する。

2 年次の終了時までには学生の基礎知識、分析力、総合力、研究潜在能力を確認するために、筆記と面接で構成される進級試験（資格試験）を受けて合格しなければならない。筆記試験と面接については両大学が共同で作成および実施し、両大学の教員で構成される資格試験審査委員会の審査を受ける。

3 年次の終了時までには学生の知識、研究開発アイデアや企画書作成スキル、コミュニケーション力を確認するために、企画書と面接で構成される論文企画試験を受けて合格しなければならない。企画書と面接についても両大学が共同で実施し、両大学の教員で構成される論文企画発表委員会の審査を受ける。

5 年次の終了時までには博士候補者の論文の領域、質、意義を確認するために、論文と面接で構成される学位論文最終審査を受けて合格しなければならない。論文と面接についても両大学が共同で実施し、両大学の教員で構成される博士論文最終審査委員会の審査が実施する。

最終試験である博士号取得試験を受けなければならない。審査する委員会は、学位論文最終審査を行う博士論文最終審査委員会によって面接が実施される。

（博士学位取得までのプロセス：資料 4）

（7）学位論文審査、学位授与

＜学位の授与のステップについて＞

本専攻の入学後の博士課程授与にかかるステップは、以下の 4 段階を以って東京医科歯科大学とチュラロンコーン大学の両大学が共同で実施する。

第 1 段階：第 2 年次（第 4 セメスター）の終了時までに進級試験（資格試験）合格。

本試験の目的は、学生の基礎知識、分析力、総合力、研究潜在能力を見るものであり、目的を確認するために、筆記試験と面接を課している。筆記試験の問題作成、面接試験の設問内容および試験場所については、両大学で協議し、決定する。面接は必要に応じて、TV 会議システムを使

用して、両大学の教員が面接を実施する。

進級試験（資格試験）を審査する委員会として、東京医科歯科大学の教員とチュラロンコーン大学の教員から構成される資格試験審査委員会を設置し、審査を行う。

資格試験審査委員会により、S（満足）またはU（不満足）のどちらかの判定がなされるが、学生は第2年次（第4セメスター）までにS（満足）を取らなくてはならない。なお、U（不満足）の学生は、一回だけ再試験を受けることが出来る。

第2段階：第3年次（第6セメスター）の終了時までに論文企画試験合格。

本試験の目的は、知識、研究開発アイデアや企画書作成スキル、コミュニケーション力を見るものであり、目的を確認するために、企画書と面接試験を課している。

試験の確認項目、面接試験の設問内容および試験場所については、両大学で協議し、決定する。面接は必要に応じてTV会議システムを使用して、両大学の教員が面接を実施する。

論文企画試験を審査する委員会として、東京医科歯科大学の教員とチュラロンコーン大学の教員から構成される論文企画発表委員会を設置し、審議を行い、企画書の承認を得る。この承認後に学生は博士候補者になる。

第3段階：第5年次（第10セメスター）までに学位論文最終審査合格。

本試験の目的は、博士候補者の論文の領域、質、意義を試験するためのものであり、目的を確認するために、論文および面接試験を課している。

試験の確認項目、面接試験、設問内容および試験場所については、両大学で協議し、決定する。面接は必要に応じてTV会議システムを使用して、両大学の教員が面接を実施する。

学位論文最終審査を行う委員会として、東京医科歯科大学の教員、チュラロンコーン大学の教員、外部有識者から構成される博士論文最終審査委員会を設置し、審査を行う。

なお、博士論文最終審査委員会が定める審査基準は、平成27年2月に本学大学院共通の学位論文の審査基準として「研究目的の先駆性・独創性」、「社会的意義」、「研究方法・倫理観」、「考察・今後の発展性」の4項目ごとにそれぞれ必要な要件等を定めた「東京医科歯科大学大学院学

位論文審査基準」の水準以上の内容を策定するものとする。

第4段階：博士号取得試験合格。

最終試験となる博士号取得試験は、学位論文最終審査を行う博士論文最終審査委員会によって面接で実施される。

<学位授与の要件について>

学位授与の要件は、日本の法令および本学で規定された修得すべき単位数の修了要件を満たすほか、タイの法令およびチュラロンコーン大学で規定された単位数の修了要件を満たす必要がある。各大学での修得すべき最低単位数は、本学が24単位、チュラロンコーン大学が48単位の合計72単位以上を修得しなければならない。

また、本専攻を修了するためには、5年以上在学（最大で8年）し、所定の授業科目について、前述に掲げる必要単位数以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出し、博士号取得試験に合格しなければならない。

なお、学位論文は、査読制度のある国際学術雑誌に投稿し、受理された後、原則として印刷公表されたものでなければならない。

（8）研究倫理審査体制

本学歯学部は国立大学法人東京医科歯科大学倫理審査規則に基づき東京医科歯科大学歯学部倫理審査委員会（以下歯学部倫理審査委員会という。）が設置されている。

本学の研究者が行う人を直接対象とした歯学の研究等において、ヘルシンキ宣言および国の定める倫理指針の趣旨に沿った倫理的配慮を図ることを目的とする歯学部倫理審査委員会では、研究の対象となる個人の人権の擁護、個人の理解を求め同意を得る方法、研究によって生ずる個人への不利益並びに危険性に対する配慮を観点に速やかに審査を行う体制が整えられている。

歯学部倫理審査委員会の構成は、医歯学総合研究科医歯学系専攻（歯学系）の基礎系の教授、医歯学総合研究科医歯学系専攻（歯学系）の臨床系の教授、医歯学総合研究科医歯理工学専攻又は歯学部口腔保健学科の教授、医学分野以外の学識経験者など多様な構成員で組織されている。

歯学部倫理審査委員への申請方法、提出書類、スケジュール、その他本委員会での審査を受ける前に審査が必要である利益相反委員会、遺伝子解析を伴う研究の場合の提出書類などについて、学内向けホームページ上で周知している。

これらのことから、本学では、研究の倫理審査体制は機能しており、本研究科における倫理審査に対する受入れ体制は十分整っている。

チュラロンコーン大学にも同様にチュラロンコーン大学歯学部倫理審査委員会が設置されている。委員会の委員長は、研究担当の副学部長、委員は学内有識者、外部の有識者及

び法律関係者によって構成される。申請後、本委員会で審査され、大学本部に審査結果が報告される。研究者は、大学本部から承認書を受理した後、研究を行うことが出来る体制となっている。

（「国立大学法人東京医科歯科大学倫理審査規則」及び「東京医科歯科大学歯学部倫理審査委員会内規」：資料5）

6. 施設、設備等の整備計画

本専攻を設置する東京医科歯科大学及びチュラロンコーン大学は、以下のとおり既存の校地、校舎および設備等を共同利用する。

（1）東京医科歯科大学

1）校地の整備計画

本専攻を設置する東京医科歯科大学およびチュラロンコーン大学は、以下のとおり既存の校地等を共同利用する。

東京医科歯科大学においては、本専攻に参画する専任教員の教育研究拠点が湯島地区キャンパス大学院医歯学総合研究科であることを踏まえ、湯島地区キャンパス施設・設備等を使用する。湯島地区キャンパスは、教育研究棟（7棟以上）の他、医学部附属病院、歯学部附属病院、生体材料工学研究所、難治疾患研究所等の附属施設棟を有しており、本専攻で主に利用する歯科棟北及びM&Dタワーは、本専攻で実施する教育・研究に必要な施設・設備が備わっている。なお、他の学部・大学院と同施設等を使用するが、本専攻の収容定員数（15人）が非常に少ないことから、当該学部・大学院の教育研究には支障がない。

2）自習室について

東京医科歯科大学においては、大学院学生は指導教員の研究室において、各々の研究テーマに基づいた実験・研究を行っている。また、図書館に自習できる場所（席）を設けているだけでなく、共同研究室を2室設けており、自習する環境は十分に整えられている。（共同研究室配置図：資料6）

3）校舎等施設の整備計画

本専攻では、東京医科歯科大学の湯島地区キャンパスおよびチュラロンコーン大学歯学部キャンパスの既存の施設・設備等を共同利用する。講義形態をとる授業については、各講義大学の既存の施設を利用する一方で、研究や演習等の実験を伴う授業科目においては、各大学の既存の実験室および実験器具を共同利用することにより、本専攻に係る大学院教育および研究に充分に必要な環境が整備され、より多面的な教育・研究を実施することが

できる。これらの施設・機器を共同利用することで、学生において教育研究のさらなる進展が期待できる。

また、研究スペースには、電気、水道、ガス、空調、情報コンセントの整備を整えており、大学院教育および研究に必要な機能は備えている。

4) 図書館の整備事業および資料

東京医科歯科大学図書館本館（301 席、延べ面積 4,644 m²：湯島キャンパス）は、医歯学分野に特化した蔵書が特徴であり、約 22 万冊の蔵書に加え、約 8,800 タイトルの電子ジャーナルを提供している。電子ジャーナルタイトルは、歯学分野必須タイトルである Dental Materials, Journal of Dental Research, Journal of Clinical Periodontology があり、その他に Nature, Science など総合科学誌をはじめ、Elsevier Science Direct, Springer Link, Wiley-Blackwell Full Collection, Ovid LWW Fixed 50 Collection, American Chemical Society 等から主要な歯学系タイトルへ 24 時間アクセスが可能となっている。データベースでは、歯学分野でデファクトスタンダードと言える PubMed, 医中誌 Web, Medical Online, Up to Date, Journal Citation Reports, Web of Science などが利用可能である。これらの電子的資料については、学内はもちろんのこと、VPN（要認証）により学外からもいつでも利用できるよう整備している。

開館時間は、平日 9 時から 22 時まで、土曜・日曜・祝日 10 時から 18 時 30 分までで、年末年始と計画停電時を除き、原則として休館は無い。

館内には、PC を 132 台設置し情報教育や CBT 等にも対応した情報検索室、学生が図書館資料を用いて議論を行いながら学習を進めるラーニング・コモンズの他、無線 LAN、プリンター、コピー機等を設置している。図書の大部分は地下に設置された自動書庫に収納し、閲覧スペースを十分確保している。また、セキュリティに配慮し、IC 型学生証や職員証で認証を受けないと入館できないようゲートを設置し、館内に設置した防災カメラ映像の収録も行っている。

（2）チュラロンコーン大学

1) 校地の整備計画

チュラロンコーン大学においては、本専攻に参画する専任教員の教育研究拠点が歯学部キャンパス（歯学棟 2、歯学部附属病院、2016 年に完成予定である歯学部新棟）であることを踏まえ、歯学部キャンパス施設・設備等を使用する。本専攻で主に利用する教育研究棟は、歯科棟 2、歯学部附属病院、歯学部新棟であり、本専攻における教育・研究に必要な施設・設備が備わっている。

2) 自習室について

チュラロンコーン大学においては、大学院学生は指導教員の研究室において、各々の研究テーマに基づいた実験・研究を行っているため、共有の自習室は特に設けていないが、図書館に自習できる場所（席）を設けており、自習する環境は十分に整えられている。

3) 校舎等施設の整備計画

本専攻では、東京医科歯科大学の湯島地区キャンパスおよびチュラロンコーン大学歯学部キャンパスの既存の施設・設備等を共同利用する。講義形態をとる授業については、各講義大学の既存の施設を利用する一方で、研究や演習等の実験を伴う授業科目においては、各大学の既存の実験室および実験器具を共同利用することにより、本専攻に係る大学院教育および研究に充分に必要な環境が整備され、より多面的な教育・研究を実施することができる。これらの施設・機器を共同利用することで、学生において教育研究のさらなる進展が期待できる。

また、研究スペースには、電気、水道、ガス、空調、情報コンセントの整備を整えており、大学院教育および研究に必要な機能は備えている。

チュラロンコーン大学では、現在、歯学部新棟（2016 年竣工予定）を新たに建設中であり、本専攻における教育・研究で利用できる約 1400 m²あまりのスペースに、実験室、セミナー室、研究室、診療ユニット等が整備される計画である。

4) 図書館の整備事業および資料

チュラロンコーン大学の図書館は、歯学部管理棟の 3・4 階にあり、約 85 万冊の蔵書に加え、約 4,600 タイトルの電子ジャーナルを提供している。開館時間は平日 7 時から 20 時まで、土曜 8 時 30 分から 15 時 30 分までで、日曜は休館となっている。また、夏休みなどの学生休暇中の開館時間は、平成 7 時から 16 時までで、土日は休館となっている。

7. 既設の専攻との関係

東京医科歯科大学では、大学院医歯学総合研究科に東京医科歯科大学・チュラロンコーン大学国際連携歯学系専攻を設置し、既設の医歯理工学専攻（修士課程）、医歯学系専攻（博士課程）、生命理工学系専攻（博士課程）との連携が有機的にできる体制が構築される。また、歯学部および歯学科とは、歯学系に関連して強い関係を保つ関係にある。

チュラロンコーン大学では、歯学部の本専攻を設置し、既設の大学院歯学部（修士課程）、大学院歯学部（博士課程）との連携が有機的にできる体制を構築する予定である。歯学部の博士課程には、現在、歯科補綴学、歯科公衆衛生学、口腔生物学、歯科生命工学の 4 コースが設定されている。（既設の課程との関係：資料 7）

8. 入学者選抜の概要

(1) 学生受け入れに関する考え方

学生の受け入れに関する考え方については、本専攻で養成される人材像である歯学分野、特に歯科矯正学において日本・タイ国のみならず広く東南アジア等で同分野の優れた知識、技術を有し国際的リーダーになりうる研究心旺盛な高度専門医療人を養成することに重点を置くために、英語を共通語として専門的知識を理解し、英語によるコミュニケーションが円滑にできる能力、専門領域に関する生涯学習を自立的に継続していく能力、海外関係者と協力連携して医歯学領域の研究・教育・診療を指導的立場で牽引していく能力を修得させることができるプログラムとしている。本専攻での入学定員は、3名となっており、日本人学生、タイ人学生ともに、1～2名を予定している。入学者選抜に当たっては、以上のことを踏まえて下記の入学者選抜における基本的な考え方を定める。

<東京医科歯科大学・チュラロンコーン大学国際連携歯学系専攻入学者選抜における基本的な考え方>

本専攻では、歯学分野、特に歯科矯正学において日本・タイ国のみならず広く東南アジア等で同分野の優れた知識、技術を有し国際的リーダーになりうる研究心旺盛な高度専門医療人を養成することを基本理念としている。従ってその理念に相応しい次のような学生の入学を希望し選抜する。

<学生受け入れに関する考え方>

- ・ 歯科矯正学における基本的な学識・技能に加え、より高度な臨床技能を身につけるとともに、咬合機能矯正学や顎顔面矯正学における研究に立脚した考え方を修得したいと考えている人材
- ・ 修了後には、将来の歯科矯正学領域における応用できる基礎研究および臨床研究の専門的知識・経験を有し、国家的プロジェクトおよび国際的な臨床あるいは教育・研究の場において先導的役割を果たしたいと考えている人材

(2) 入学選抜の概要

本専攻における学生受け入れに関する考え方で求めている人材を確保するため、入学資格及び出願資格並びに両大学による厳格な選抜方法により、受験生と大学の求めるものが適切に合致した受験生を受け入れる。特に、両大学教員が合同で行う面接試験に際しては、学生受け入れに関する考え方に関連する質問項目を重点的かつ表現法を変えて質問しその回答を踏まえ、合議して判定する。

1) 入学資格

【東京医科歯科大学の入学資格については、以下の通りとする。】

次のいずれかに該当する者とする。

- ① 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学（6年の課程）を履修する課程を卒業した者
- ② 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者
- ③ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
- ④ 文部科学大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号）
- ⑤ 大学（医学、歯学、薬学又は獣医学（6年の課程））に4年以上在学し、又は、外国において学校教育における16年の課程（医学、歯学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- ⑥ 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者
- ⑦ その他本学大学院において、大学の医学、歯学及び獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

【タイ国における大学院博士課程の入学資格（タイ国教育省告示「大学院カリキュラム基準規定第11条」で規定）については、以下の通りとする。】

次のいずれかに該当する者とする。

- ① 学士の学位を取得している者
- ② 修士の学位を取得している者

【チュラロンコーン大学の入学資格については、以下の通りとする。】

次のいずれかに該当する者とする。

- ① 修士の学位又は同等のものを有している者。
- ② 博士課程と同分野もしくは、もしくはプログラム委員会により承認された他の分野の学士の学位又は同等のものを有している者。

2) 出願資格

本専攻の出願資格については、学生受け入れに関する考え方に沿った入学者選抜を実施するため、上記に掲げた両大学の入学資格を満たすとともに以下に該当する者とする。

- ① チュラロンコーン大学の歯科外科学においてG P X=3.25以上の成績を修得した者、または、両大学の教員で構成される選考委員会の承認を得た者。

- ② 歯学部を卒業後少なくとも1年間の臨床経験を有する者。
- ③ TOEFL550点以上またはIELT6.0以上の成績を志願日の直近の2年以内に取得した者。

3) 選抜の方法・時期

入学者選抜は、両大学の教員で構成される選考委員会が共同で実施し、書類選考、筆記試験（英語・小論文）、面接試験、実技試験（ワイヤーベンディング試験）によって選抜を行う。選考委員会が実施する筆記試験と実技試験を受け、6名程度を選抜した後、選考委員会の面接試験によって3名程度選考し、合格者を決定する。また、入学試験の実施時期については、3月上旬頃に年1回実施する。

4) 編入学・転専攻に係る取扱い

本専攻への編入学及び転専攻は原則として認めない。ただし、本専攻の中退者など特別の事情があると認められる場合は、両大学で協議の上で、その取扱いを決定する。

（3）入試運営体制

両大学の教員で構成される選考委員会が入試を運営し、合否の判定を行う。合否判定を受け、それぞれの大学で最終判定を行い、それぞれの大学で入学許可手続きを行う。

（4）周知方法等

本専攻に入学を希望する学生に対して、取得する学位、修了要件、教育内容や方法、アカデミックカレンダー、学費、1単位当たりの授業時間、奨学金や福利厚生等の学生支援等について、募集要項や両大学のホームページに十分な情報を事前に周知する。

9. 学生への経済的支援に関する取組

本学で入学手続きを行った学生に対して、タイ滞在中の経済的支援を行うため、優れた研究活動を行う者を対象に東京医科歯科大学基金から奨学金を支給する方針である。

連携外国大学であるチュラロンコーン大学で入学手続きを行った学生に対しては、「東京医科歯科大学私費外国人留学生特別研究奨励費給付制度」に基づき、研究奨励費を支給することが可能となっている。また、チュラロンコーン大学は、自大学で入学手続きをした学生に対して、経済的支援として日本への往復渡航費と毎年約9万円の奨学金を支給する。住居については、国府台（市川市）、南行徳（市川市）にある本学の宿泊施設（国際交流会館）を利用することが可能であり、タイでは、チュラロンコーン大学が所有する学生寮を使用することが可能である。

また、学生への経済的負担を軽減するために教育課程を編成する上で、それぞれの大学において一定期間まとめて授業を受けることが出来るよう配慮し、移動や滞在に伴う学生の負担を軽減している。

10. 管理運営

(1) 学内の管理運営体制

本学では、大学院の各研究科の管理運営を適切に行うため、「国立大学法人東京医科歯科大学教授会通則」に基づき、各研究科に教授会を設置し、大学運営の円滑な遂行を図っている。また、大学院の各研究科に、教授会の審議事項のうち特定の事項について審議を行うため、研究科委員会を置いている。本専攻の母体となる大学院医歯学総合研究科においても、「東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科運営管理内規」及び「東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科委員会内規」に基づき、医歯学総合研究科委員会が置かれており、連携外国大学との間で設置される連絡協議会で協議された事項が必要に応じて本委員会で審議、報告されることになる。本研究科委員会は、研究科長が議長となり、同委員会を毎月1回開催している。構成員は、研究科長、副研究科長、各系研究科運営委員会の議長、各学部長、各附置研究所長、研究科長が必要と認める各専攻の講座から教授1名以上をもって構成される。

主な審議事項は、次のとおりである。

- 1) 学位授与に関する事項
- 2) 学生の教育に関する事項
- 3) 学生の身分に関する事項
- 4) 入学試験に関する事項
- 5) その他必要と認める事項

(2) 連携外国大学との調整

連携外国大学との調整に当たっては、連携外国大学であるチュラロンコーン大学との調整等を専門に行う本専攻所属の専任教員を1名配置する。本教員は、連携外国大学であるチュラロンコーン大学卒業後、本学で博士課程を修了したタイ国籍の教員が担当する。タイ語のみならず日本語、英語にも堪能で、日本の生活、文化にも慣れ親しんでおり、本学とチュラロンコーン大学双方の入試制度や教育方法等にも精通していることから調整者として適任である。

(3) 事務組織

事務組織はそれぞれの大学に置き、連絡協議会の庶務を担当するなど連携外国大学と連携し、緊密な連絡を取りながら大学間での調整を行う。本専攻における学生は両大学に籍

を置くため、両大学の事務職員は連携し、本専攻における履修登録など、カリキュラムに関する事項をサポートする等、本専攻の円滑な運営に努める。本学では、学務系事務を改組して組織する統合教育機構（仮称）事務部の事務職員が中心となって担当する。また、事務職員の配置に際しては、連携外国大学の教職員や学生とのコミュニケーションが円滑に図れるように、英語能力を有した事務職員を必要人数配置する。

事務組織の主な業務は、以下のとおりとする。

- 1) カリキュラム（履修案内、時間割、シラバス等の作成を含む）に関する事項
- 2) 入学者選抜に関する事項
- 3) 学籍異動に関する事項
- 4) 修学指導、履修登録、成績に関する事項
- 5) 学位論文審査、学位授与等に関する事項
- 6) 講義室の管理に関する事項
- 7) 共同施設利用に関する事項
- 8) その他必要な事項

また、カリキュラムなどの学務面だけでなく、連携外国大学の教員および学生の受入れ支援を強化し、教職員や学生の窓口の一元化を図るため、外国人研究者などの受入れを担当している国際交流センター、留学生の受入れを担当している学生支援・保健管理機構を改組し、外国からの来訪者のワンストップサービスとなる統合国際機構（仮称）を設置する。この改組により、国際関係の事務業務の効率化を図り、本専攻で来日する連携外国大学の教職員や学生に対して、日本での生活など受入れに関する支援をさらに充実させるための支援体制を整備する。

チュラロンコーン大学の事務組織としては、管理部があり、管理部は、一般事務課、施設用度課、会計課、調達課、企画課、教育課、研究課、質保証課で構成されている。本専攻の実施にあたっては、教育課を中心に各課が連携し、本プログラムの実施を支援する。

1 1. 自己点検・評価

1) 全学的実施体制

本学では、中期計画の進捗状況や達成状況を自己点検・評価し、Plan（計画）-Do（実行）-Check（評価）-Action（改善）のサイクル（PDCA サイクル）を螺旋状に積み上げて発展に結び付ける内部質保証システムを確立することとしている。

内部質保証システムを充実する方策として、それぞれの組織体・部局ごとに、年次計画の実施状況調査に基づいて、①当初の計画を超えて取組が進んだ事項とその要因の分析および今後の展開、②進捗が遅れた事項とその要因の分析および改善方策の立案、③当該年度に係る特殊要因への対応について、毎年度に自己点検・評価

報告書としてとりまとめている。

自己点検・評価報告書を通じて、教職員が計画の進捗状況はもとより、取り組みが進んだ計画や遅れた計画の理由を分析し、その改善方策を認識・共有している。

2) 本専攻に係る教育研究活動の状況に関する評価

本専攻においては、各年度ごとに本学および連携外国大学であるチュラロンコーン大学にて自己点検・評価を行い、年次報告書を作成する。それらの報告書をもとに、第三者評価委員会による外部評価を受ける。この第三者評価委員会の委員は、外国を含めた外部の学識経験者、当該学問分野あるいは隣接・関連する分野において、博士課程を持ち博士学位授与の実績のある本学以外の教授などから構成される。

チュラロンコーン大学においては、タイ国の高等教育の質保証制度は国家教育法 B.E.2542 (1999) 改正 No.2.B.E.2545 (2002) に基づき、内部質保証制度と外部質保証制度を受審することが義務付けられている。また内部質保証制度として、年次評価を行い、その内容を学内関係者に報告するとともに、報告書の作成・公開し、質向上に関する見解と教育基準に関しても公開することとしている。

1 2. 情報の公表

本学においては、広報に関する企画・立案、大学概要の発行、大学広報誌発行に関する業務を行う、広報部を設置しており、ホームページや広報誌等を通じて、大学の社会・産学連携情報、教育研究活動、社会貢献活動等の情報を内外に積極的に発信している。

また、チュラロンコーン大学においても、本学同様にホームページにて積極的に情報を発信している。

さらに、JD プログラムを開設した場合には、速やかにその内容に関する情報を英語で学生および社会に公表することとしている。

1) 東京医科歯科大学

①大学ホームページアドレス <http://www.tmd.ac.jp/>

②ホームページにて学校教育法施行規則に基づく公表

(下記アドレスにて一括して閲覧可能)

<http://www.tmd.ac.jp/outline/disclosure/education/index.html>

トップ>大学案内>情報公開・個人情報保護>教育等の情報

ア 大学の教育研究上の目的に関すること

ミッション・教育理念

イ 教育研究上の基本組織に関すること

大学の組織

各学部・学科、研究科・専攻の組織

ウ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

教員組織

教員数

外国人教員数

教員あたり学生数（常勤教員と非常勤教員）

学位、業績

海外において通算位年以上教育研究に従事した日本人教員の在籍状況

海外で学位を取得した日本人教員の在籍状況

エ 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

アドミッションポリシー

入学案内

学生数・収容定員数

外国人留学生在籍者数

卒業者・修了者数

大学院修了率

大学院修了者数

卒業後の進路

オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

カリキュラムポリシー

インターンシップ

カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定にあたっての基準に関すること

ディプロマポリシー

学則

全学共通科目履修規則

学部専門科目履修規則

大学院履修規則

学位規則

キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

キャンパスマップ

交通アクセス

交通アクセス

運動施設等

課外活動

福利厚生

福利厚生施設

ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

授業料・入学料

授業料・入学料免除

ケ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

保健管理センター

学生相談・就職支援部（旧スチューデントセンター）

国際交流センター

奨学金について

留学生向け奨学金について

学生寮について

留学生宿舎について

学生保健制度について

就職支援について

コ その他

学則等各種規定

(<http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/shokisokutop.html>)

トップ>大学案内>組織・規則>東京医科歯科大学規則集)

設置計画履行状況報告書

(http://www.tmd.ac.jp/faculties/graduate_school/kyoumuka_51943653ac0c6/index.html)

トップ>学部・大学院>大学院医歯学総合研究科（平成24年度より改組）>設置計画履行状況報告書)

自己点検・評価

(<http://www.tmd.ac.jp/outline/plan-evaluation/jikotenken/index.html> トップ>大学案内>大学の計画と評価>自己点検評価)

認証評価の結果

(<http://www.tmd.ac.jp/outline/plan-evaluation/ninsho/ninsho.html> トップ>大学案内>大学の計画と評価>認証評価)

大学概要、大学案内 冊子

(<http://www.tmd.ac.jp/outline/introduction/index.html>)

トップ>大学案内>大学紹介)

広報誌 冊子

(<http://www.tmd.ac.jp/outline/magazine/index.html>)

トップ>大学案内>広報誌)

2) チュラロンコーン大学

①大学ホームページアドレス <http://www.chula.ac.th/en/>

②大学の教育研究上の目的に関すること

(<http://www.chula.ac.th/en/about/vision-strategies>
トップページ>About CU → Vision & Strategies)

③教育研究上の基本組織に関すること

(<http://www.chula.ac.th/en/about/cu-at-a-glance>
トップページ>About CU>CU at a Glance)

補足部分 (<http://www.chula.ac.th/en/about/fact-figure>

トップページ>About CU>Fact& Figure)

④教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

(<http://www.chula.ac.th/en/about/the-president-and-administrative-board> ト
ップページ>About CU>The President and Administrative Board

⑤入学者に関する受入れ方針

(<http://www.chula.ac.th/docs/ubyi/Guidebook-02.pdf>
ト ッ プ ペ ー ジ > Admission > International Admission > Remarks: Download
Student Guidbook>International Programs 2013)

⑥授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

(<http://www.chula.ac.th/docs/ubyi/Guidebook-02.pdf>
http://www.grad.chula.ac.th/program_inter/inter.html)

⑦校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

(<http://www.chula.ac.th/en/about/map-and-direction>
トップページ>About CU>Map&Direction)
写真のみ (<http://www.chula.ac.th/en/archive/galleries>
トップページ→About CU→Galleries)

⑧授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

(<http://www.chula.ac.th/en/prospective-student/expenses> (留学生用) トップ
ページ→Admission→International Student→Expenses)

1 3. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

授業の内容および方法の改善を図るために、両大学で学生からの意見聴取として、学生による授業評価アンケートを行い、指導教員と学生との対話を通じて、学業の成果等について意見聴取(TV 会議システム使用)が行う。この結果は、担当教員や指導教員にフィードバックし、教育の質の向上や改善に活用する。

また、教育委員会等を中心に教育の評価の効果を検証し、カリキュラムの見直しや学生の指導体制、入学試験選抜方法の改善にも反映させ、教育の現場にフィードバックする。

カリキュラムプランニングや教材作成に関するものなど本専攻の特性や対象に合わせて両大学で合同の教員研修を実施し、各教員の教育技法の向上等を図る予定である。

1 4. 連携外国大学について

(1) 連携外国大学の施設・設備

歯学部門は、解剖学、社会歯学、咬合学、矯正歯科学などの計 16 部門、附属病院は、外来科、入院科、特別歯科、薬局、歯科 I T センター、歯科材料研究センターなどの 13 部門で組織されている。本専攻で主に利用する教育研究棟は、歯学部新棟（2016 年完成予定）、歯学部附属病院、歯科棟 2 となっており、それぞれに教育・研究に必要とされる講義室、実験室を有し、研究に必要な実験機器、臨床で使用する診療ユニットなど施設・設備が十分に備わっている。事務部門として、事務(総務)部、施設部、財務部、企画部、学務部などの計 8 部門から組織されている。また、教員については、歯学部教員 179 人のうち、本専攻の専任教員は 16 名である。

以上より、本国際連携教育課程を実施するに当たり十分な教員および施設を有していると考える。(チュラロンコーン大学歯学部組織図：資料 8)

(2) 国際連携教育課程の制度

タイ国の国際連携教育課程の制度については、タイ国教育省告示「タイの学術機関と外国の学術機関との協力の合意に関するガイドライン」(2007 年 2 月 1 日)の第 6 条「学習と教育」に取扱いが規定されており、タイ側の学術機関と外国の学術機関が連携カリキュラムを編成する場合、双方の学術機関が承認し、連携協定を締結することとされている。協定締結後、タイ側の学術機関は、質保証委員会、教育政策委員会(教育省高等教育庁)にそのカリキュラムを提出し承認を得ることが規定されており、タイ国の大学と JD プログラムを実施することについては制度上の問題はない。また、学位授与に関しては、タイの学生が外国の学術機関から学位が授与される場合、外国の学術機関で、少なくとも 1 学期(セメスター)、もしくは、コースの半分以上を学修しなければならないと規定されているが、本専攻では、約 1 年間、日本に滞在し履修するカリキュラムを編成していることから同様に制度上の問題は無い。なお、タイ国では既に平成 24 年度からチュラロンコーン大学医学研究科のバイオメディカルサイエンスとリバプール大学医学研究科の生命工学分野で 4 年コースの JD プログラムを実施しており、JD プログラムの実施が制度的に認められている。

(3) 国の質保証制度に基づく評価等

タイ国の高等教育の質保証制度は国家教育法 B. E. 2542 (1999) 改正 No. 2. B. E. 2545 (2002) に基づき、タイ国内の大学は、前回の受審から 5 年以内に外部質保証制度による評価を受審し、評価結果を一般に公表することが義務付けられている。国家教育法に基づいて、2008 年に国家教育基準質評価委員会 (office of National Education

Standards and Quality Assessment 公的機関) の外部評価をチュラロンコーン大学が受審した結果は、5段階評価中1番上位の優良(4.62) という評価であった。

(4) 連携外国大学における博士(歯学)と同等の学位の授与実績

チュラロンコーン大学歯学部教員の博士課程学位保有率は、44%(179人中78人)である。現在、歯科補綴学、歯科公衆衛生学、口腔生物学、歯科生命工学の4コースが設定されており、当該4コースで授与している授与実績数については、1989年から2014年までの26年間に年間5~6人の「博士(歯学)」の学位を合計150人に授与している。教員のレベル、学位の授与実績および本専攻の入学定員(3人)を鑑みて、東京医科歯科大学と連名で「博士(歯学)」の学位を授与することについて問題ない。(東京医科歯科大学歯学系教員の博士の学位保有率88%(224人中198人))

15. 協議及び協定について

(1) 連絡協議会

本専攻における教育研究等に関する重要事項等について協議するため、協定書第34条に基づき、本学と連携外国大学との間で連絡協議会を設置する。構成員は、両大学の学長あるいは学長から必要な権限を委ねられている者により構成され、研究科長あるいは副研究科長、本専攻において研究指導を行う分野の長などがメンバーとなり連携外国大学との実質的な協議ができる体制とする。本協議会は、本学または連携外国大学にて定期的に年1回以上開催することとする。また、必要に応じて、本学が連携外国大学であるチュラロンコーン大学歯学部内に開設しているCU-TMDUセンター(本学タイ拠点)のTV会議システムを活用するなど会議運営面での工夫を行う。

主な審議事項については、次のとおりとする。

- 1) 教育課程の編成に関する事項
- 2) 教育組織の編成に関する事項
- 3) 入学者の選抜及び学位の授与に関する事項
- 4) 学生の在籍管理及び安全に関する事項
- 5) 学生の奨学及び厚生補導に関する事項
- 6) 教育研究活動等の状況の評価に関する事項

(2) 連絡体制

緊急時・災害時の連絡体制については、両大学で緊急連絡網を整備し、相互間の連絡体制を共有するとともに、日本人学生派遣期間中は、可能な限り本学から調整者となる専任教員を派遣したうえで、チュラロンコーン大学内にあるCU-TMDUセンター(本学タイ拠点)に滞在させることとし、緊急対応と通常時の学生支援にあたるものとする。

突発的な事故などの危機管理や急な病気などの健康管理に対応するため、本専攻において、海外渡航する学生には海外旅行保険への加入を義務付ける。また、本学が加入している外部の留学生海外安全危機管理会社の協力を得て緊急事故等に対処する。

なお、本専攻を終了しようとする場合は、1年前までに相手大学に書面をもって申し出ることとしている。その場合、本専攻に学生が在学している間は本専攻の共同実施を継続するものとし、全学生の修了をもって終了することとしている。

(3) 協定書締結者

本学の協定書締結者である学長が責任ある意思決定者であることは、学校教育法 92 条により、学長が大学の包括的な最終責任者としての職務と権限を有することから明確である。

また、連携外国大学のチュラロンコーン大学においても協定書の締結者は大学を代表する学長であることから、責任ある意思決定者であることは明確である。

(4) 協定書の内容

資料 9（協定書の概要）のとおり。

資 料 目 次

資料 1 : 学位記様式

資料 2 : 履修モデル

資料 3 : 履修スケジュール

資料 4 : 博士学位取得までのプロセス

資料 5 : 「国立大学法人東京医科歯科大学倫理審査規則」及び「東京医科歯科大学
歯学部倫理審査委員会内規」

資料 6 : 共同研究室配置図

資料 7 : 既設の課程との関係

資料 8 : チュラロンコーン大学歯学部組織図

資料 9 : 協定書の概要

参考資料 : 学部及び大学院全体の教員組織の概要



資料 1

東京医科歯科大学及びチュラロンコン大学は、
TOKYO MEDICAL AND DENTAL UNIVERSITY and CHULALONGKORN UNIVERSITY
TOKYO MEDICAL AND DENTAL UNIVERSITY และ จุฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัย

東京医科歯科大学及びチュラロンコン大学の間で●●●●年●●月●●日に締結された協定に基づく、

東京医科歯科大学・チュラロンコン大学国際連携歯学系専攻（歯科矯正学）の博士課程を修了したので

Having regard to the Memorandum of Agreement of date,
Year, between TOKYO MEDICAL AND DENTAL UNIVERSITY and CHULALONGKORN UNIVERSITY,
Tokyo Medical and Dental University and Chulalongkorn University International Joint Degree Doctoral Program in Dental Sciences
TOKYO MEDICAL AND DENTAL UNIVERSITY และ จุฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัย

โดยสถานมหาวิทยาลัย อนุมัติปริญญา ณ วันที่ ____ เดือน ____ พุทธศักราช ____

หลักสูตรปรัชญาดุษฎีบัณฑิต (ทันตกรรมจัดฟัน) หลักสูตรร่วมระหว่าง Tokyo Medical and Dental University และ จุฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัย

博士（歯学）の学位を以下の者に授与する
Doctor of Philosophy in Dental Sciences

ทันตแพทยศาสตรดุษฎีบัณฑิต

氏名

NAME/SURNAME

ชื่อ-นามสกุล

国籍

Nationality

สัญชาติ

生年月日

Date of Birth

วันเดือนปีเกิด

学位授与の大学、日付

Awarded in University on date, year

ออกให้ ณ วันที่

東京医科歯科大学長

President, Tokyo Medical and Dental University

อธิการบดี, Tokyo Medical and Dental University

学位記番号

Ser. No.

ใบประกาศเลขที่

チュラロンコン大学長

President, Chulalongkorn University

อธิการบดี, จุฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัย

学位記番号

Ser. No.

ใบประกาศเลขที่

履修モデル

資料2

入学者



1 年次	必修 科目	<第1セメスター: 8月～12月> ・【基】歯科矯正学総論(1単位) ・【基】歯科矯正学基礎(2単位) ・【臨】歯科矯正学技法(3単位) ・【臨】包括的治療手順(2単位) ・【臨】矯正演習(1単位) ・【基】基礎歯科矯正学セミナー(1単位) ・【臨】上級歯科矯正学セミナー(1単位)	<第2セメスター: 1月～5月> ・【専】論文・博士論文セミナー(5単位)	タイ
		黒字: CU授業 赤字: TMDU授業 【基】: 基礎科目 【専】: 専門科目 【臨】: 臨床科目 【矯】: 歯科矯正専門科目		



2 年 次	必修 科目	<第3セメスター:8月～12月>		<第4セメスター:1月～5月>		
		・【矯】特論(6単位)		・【矯】研究実習(5単位)		
		・【矯】研究実習(3単位)		・【矯】実験・論文作成(4単位)		
進級試験に合格(4セメスターまでに)						

日
本



3 年次	必修 科目	<第5セメスター:8月～12月> ・【専】論文・博士論文セミナー(5単位)	<第6セメスター:1月～5月> ・【臨】矯正臨床トレーニング1(2単位) ・【専】論文・博士論文セミナー(2単位) ・【矯】実験・論文作成(2単位) <サマーコース:6月～7月> ・【臨】矯正臨床トレーニング2(1単位)
		論文企画試験に合格(6セメスターまでに)	

適宜、テレビ会議、

タイ



4 年次	必修 科目	<第7セメスター: 8月～12月> ・【臨】矯正臨床トレーニング3 (3単位) ・【専】論文・博士論文セミナー (5単位)	<第8セメスター: 1月～5月> ・【臨】上級矯正臨床トレーニング1 (2単位) ・【専】論文・博士論文セミナー (2単位) ・【矯】実験・論文作成 (2単位) <サマーコース: 6月～7月> ・【臨】上級矯正臨床トレーニング2 (1単位)

タイ

テム等を使用して



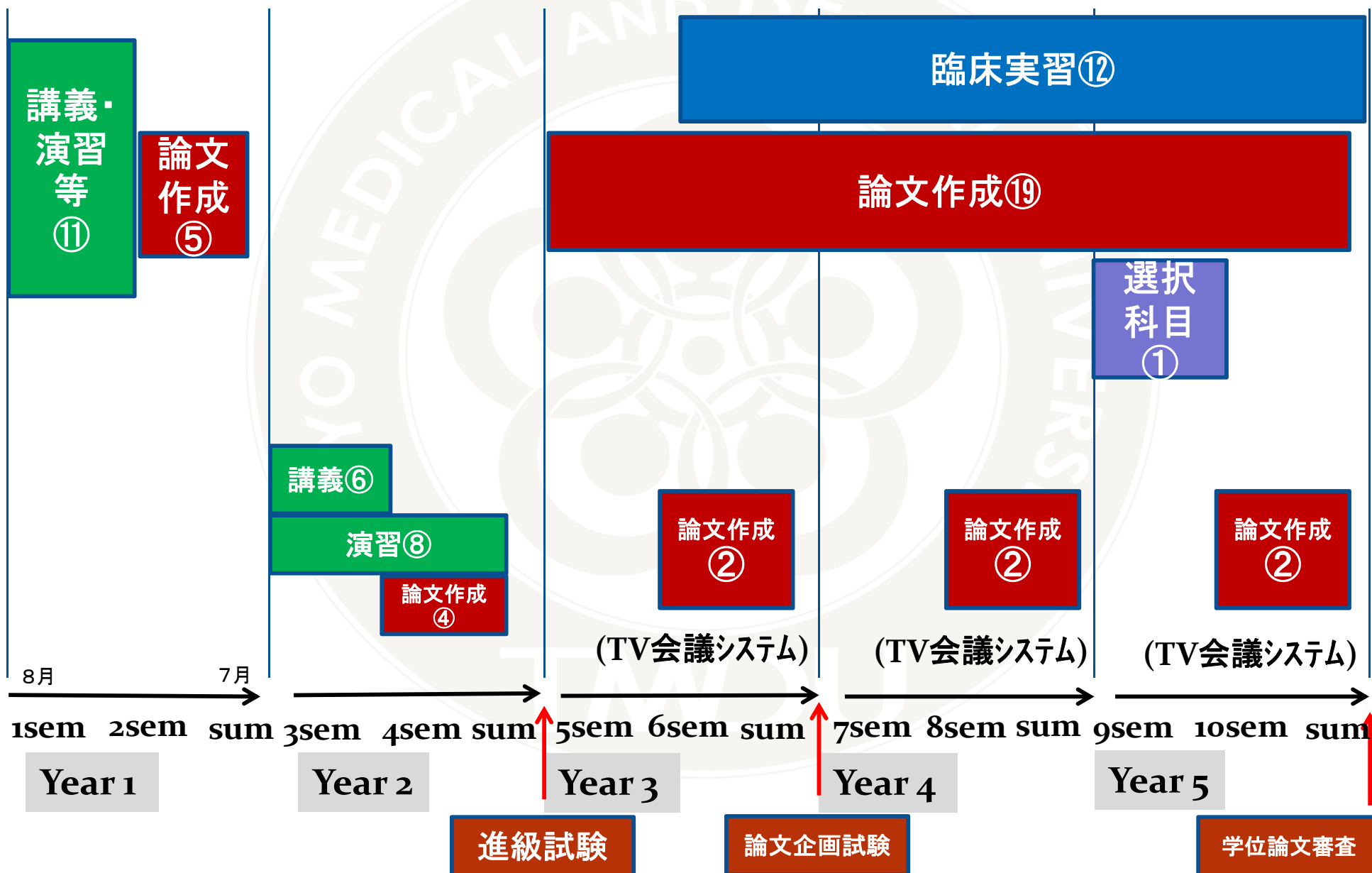
5 年次	必修 科目	＜第9セメスター：8月～12月＞ ・【臨】上級矯正臨床トレーニング2（1単位） ・【専】論文・博士論文セミナー（3単位）	＜第10セメスター：1月～5月＞ ・【臨】上級矯正臨床トレーニング2（1単位） ・【専】論文・博士論文セミナー（2単位） ・【矯】実験・論文作成（2単位） ＜サマーコース：6月～7月＞ ・【臨】上級矯正臨床トレーニング2（1単位）	生を指導する タイ
	選択 科目	＜第9セメスター：8月～12月＞ ※下記の科目から1科目選択 ・【臨】歯科用写真（1単位）、・【臨】歯科矯正学におけるコンピューター（1単位）、・【臨】歯科矯正学教育実習（1単位）		
学位論文審査に合格（10セメスターまでに）				

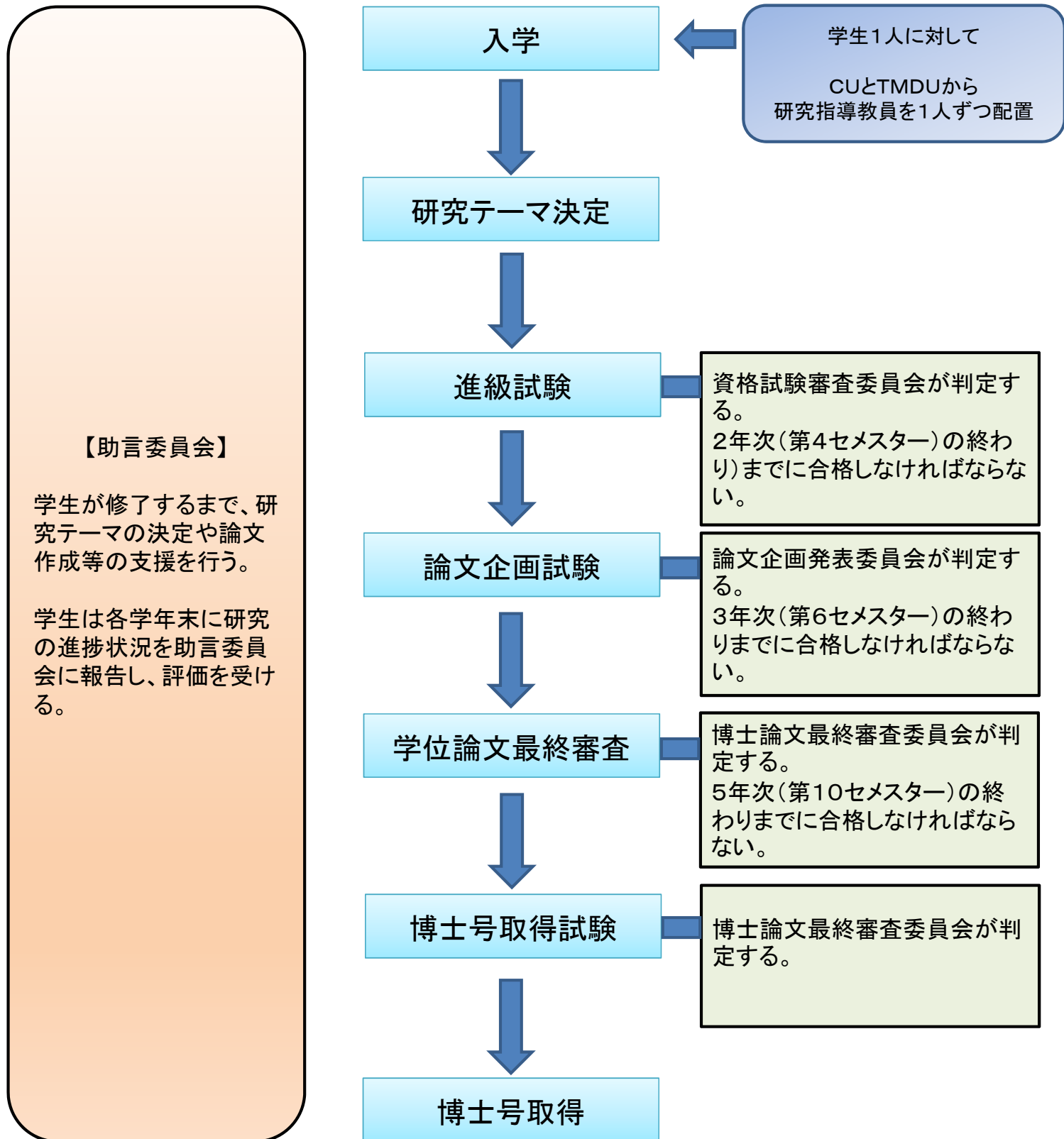
適宜、テレビ会議システム等を使用して学生を指導する

履修スケジュール

タイ(48単位)

日本(24単位)





注釈)

各委員会は、両大学からの教員で構成される。

国立大学法人東京医科歯科大学倫理審査規則

平成16年4月1日
規則第175号

医学及び歯学の研究は究極的に人を対象として行われる。これらの研究に伴う医療行為は個人の健康と福祉の増進を目的とするものであるが、個々の研究行為においては、患者若しくは被験者個人の権利が常に尊重されていなければならない。

本来、医学及び歯学の研究者は、このことに十分な自覚と自省をもって研究に臨むべきであるが、極めて複雑に分化し高度化した現代の医学及び歯学の研究は、この点に関して第三者若しくは社会的な合意の得られるものでなければならない。よって東京医科歯科大学はヘルシンキ宣言に示されている医の倫理の基本的理念に基づいて倫理審査規則を定める。

（目的）

第1条 この規則は、東京医科歯科大学（以下「本学」という。）に所属する教授、准教授、専任講師及び助教等（以下「研究者」という。）が行う、人を直接対象とした医学及び歯学の研究等（以下「研究」という。）において、ヘルシンキ宣言及び国の定める倫理指針の趣旨に沿った倫理的配慮を図ることを目的とする。

（学部及び研究所の倫理審査委員会）

第2条 前条の目的を達成するため、必要に応じ、学部、教養部及び研究所（以下「学部等」という。）に倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審査の申請）

第3条 本学の研究者が医学倫理上の判断を必要とする研究を行おうとするときは、当該学部等の長（以下「部局長」という。）に研究計画の審査を申請するものとする。

2 部局長は、前項の申請を受理したときは、速やかに委員会に審査を付託するものとする。

（審査内容）

第4条 委員会は前条第2項の付託があったときは、速やかに審査を開始するものとし、特に次の各号に掲げる観点に留意して、審査を行うものとする。

- (1) 研究の対象となる個人（以下「個人」という。）の権利の擁護
- (2) 個人に理解を求め同意を得る方法
- (3) 研究によって生ずる個人への不利益並びに危険性に対する配慮

2 委員会は、審査の結果を部局長に報告するものとする。

3 部局長は、前項の報告を受けた場合は、速やかに承認を与えるか否かを決定し、申請者に通知するものとする。

4 申請者は、審査の結果に異議があるときは、部局長に対して再審査を求めることができる。

5 部局長は第3条第2項の例により再審査した結果を、異議申立てに対する通知書により申請者に通知しなければならない。

6 部局長は、審査の結果を学長に随時報告するものとする。

（研究計画の変更）

第5条 申請者は、承認された研究計画を変更しようとするときは、速やかに部局長に申請するものとする。

2 部局長は、前項の変更について必要があると認めたときは、改めて委員会に審査を付託する。

（研究報告）

第6条 申請者は、承認を受けた研究計画が終了したときは、当該部局長に実施状況を報告するものとする。

2 申請者は、承認した研究計画の期間が1年を越える場合は、当該研究の経過を年度毎に部局長に報告するものとする。

3 部局長は、前2項により報告を受けた際は、当該倫理審査委員会にその内容を通知するものとする。

（複数部局にまたがる審査等）

第7条 医学倫理上の判断を必要とする研究を、複数の学部等で行う場合の申請方法及び審査結果の取扱いについては、別に定める。

（委員会の組織）

第8条 委員会は、本学の教授及び委員会が必要と認める学内外の有識者等若干名をもって組織する。

2 前項の委員は、学部等の教授会の議を経て部局長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

6 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

7 委員長に事故あるときは、委員長のあらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

（委員会の職務）

第9条 委員会は、この規則の定めるところにより研究計画等の審査を行う。

2 委員会は、研究等に関する倫理上の重要事項について調査審議する。

3 委員会は研究等に関する倫理上の重要事項について、部局長に建議することができる。

（記録等の公開）

第10条 委員会の議事録、委員名簿等は、公開を原則とする。ただし、個人のプライバシーや研究のプライオリティーを保持するため、委員会が必要と認めたときは、これを非公開とすることができる。

（委員の守秘義務）

第11条 委員及び委員であった者は、正当な理由がある場合でなければ、その任務に関して知り得た秘密を、他に漏らしてはならない。

（倫理審査証明）

第12条 研究に係る論文の雑誌掲載等の際して必要な倫理審査の証明は、委員会が第3

条第2項に定める審査を受けた研究計画と当該研究の同一性を認定したうえで行う。

(細則)

第13条 委員会の構成、議事、審査の申請、審査結果の通知等の本規則の細目については、学部等で定める。

2 この規則に定めるもののほか、倫理審査の実施について必要な事項は、生命倫理研究センター運営部会の議を経て、生命倫理研究センター長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月6日規則第3号）抄

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月24日規則第35号）

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成23年2月1日規則第8号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月16日規則第35号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

東京医科歯科大学歯学部倫理審査委員会内規

平成24年3月21日
歯学部長制定

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京医科歯科大学倫理審査規則(平成16年規則第175号。以下「審査規則」という。)に基づき、歯学部に歯学部倫理審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の組織及び運営等は審査規則に定めるほか、この内規に定めるところによるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大学院医歯学総合研究科医歯学系専攻(歯学系)の基礎系の教授
- (2) 大学院医歯学総合研究科医歯学系専攻(歯学系)の臨床系の教授
- (3) 大学院医歯学総合研究科医歯理工学専攻又は歯学部口腔保健学科の教授
- (4) 医学分野以外の学識経験者
- (5) その他学部長が必要と認める者

2 前項の委員は、教授会の議を経て、学部長が委嘱する。

3 委員は、医学・医療の専門家など自然科学分野の有識者、法律学の専門家など人文・社会科学分野の有識者及び一般の立場を代表する者から構成され、かつ、外部委員を含まなければならない。また、男女両性で構成されなければならない。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の議事)

第3条 委員会は、委員の3分の2以上が出席し、かつ、前条に規定する医学分野以外の学識経験者1名以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会は、審査に当たって申請者に出席を求め、研究計画について説明を求めるとともに、意見を述べさせることができる。

3 委員会は、必要に応じ、専門事項を調査検討するため、有識者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 委員は自己の申請に係わる審査に関与することができない。

5 審査の判定は、出席委員の3分の2以上の合意によるものとする。

(専門委員)

第4条 委員会は、専門の事項を調査検討するため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に係わる学内学外の有識者のうちから委員長が委嘱する。

3 委員会は、必要に応じ、専門委員の出席を求め、討議に加えることができる。ただし、専門委員は、審査の判定に加わることができない。

(審査の申請)

第5条 研究計画の審査を申請しようとする研究者は、別に定める実施審査申請書及び実施計画書に所要事項を記入し、学部長に提出するものとする。

2 学部長は、前項の申請を受理したときは、速やかに委員会に審査を付託するものとする。

（研究計画の変更）

第6条 申請者は、承認を受けた研究計画を変更しようとするときは、別に定める申請内容変更申請書により、速やかに学部長に申請するものとする。

2 学部長は、前項の変更について必要があると認めたときは、改めて委員会に審査を付託する。

（研究報告）

第7条 申請者は、承認を受けた研究計画が終了したときは、別に定める研究結果報告書により、学部長に実施状況を報告するものとする。

2 申請者は、承認を受けた研究計画の期間が1年を超える場合は、当該研究の経過を年度毎に、別に定める研究経過報告書により、学部長に報告するものとする。

3 学部長は、第1項または第2項により報告を受けた際は、委員会にその内容を通知するものとする。

（審査結果の通知）

第8条 委員長は、第5条第2項の付託があったときは速やかに審査を開始し、審査を終了したときは、審査規則第4条第2項に基づき、学部長に報告しなければならない。

2 学部長は、前項の報告を受けた後、速やかに審査結果を審査結果通知書により申請者に通知するものとする。

3 前項の通知をするに当たっては、次の各号に掲げる表示により行い、第2号から第6号に該当する場合は、理由等を付記するものとする。

- (1) 承認
- (2) 条件付き承認
- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認
- (5) 非該当
- (6) その他

（事務）

第9条 委員会の事務は、歯学部・歯学部附属病院総務課において行う。

（雑則）

第10条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員会が定める。

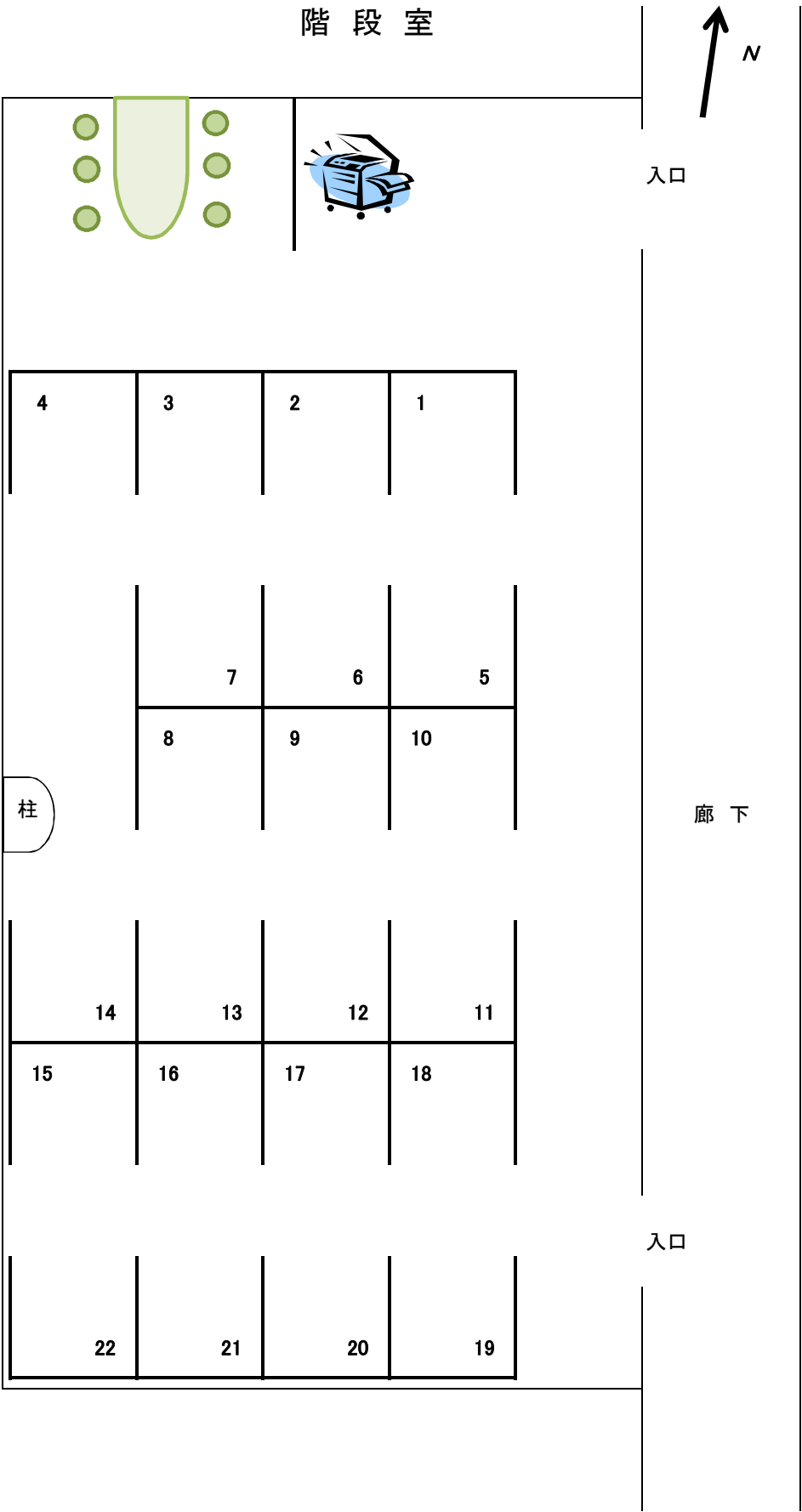
附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

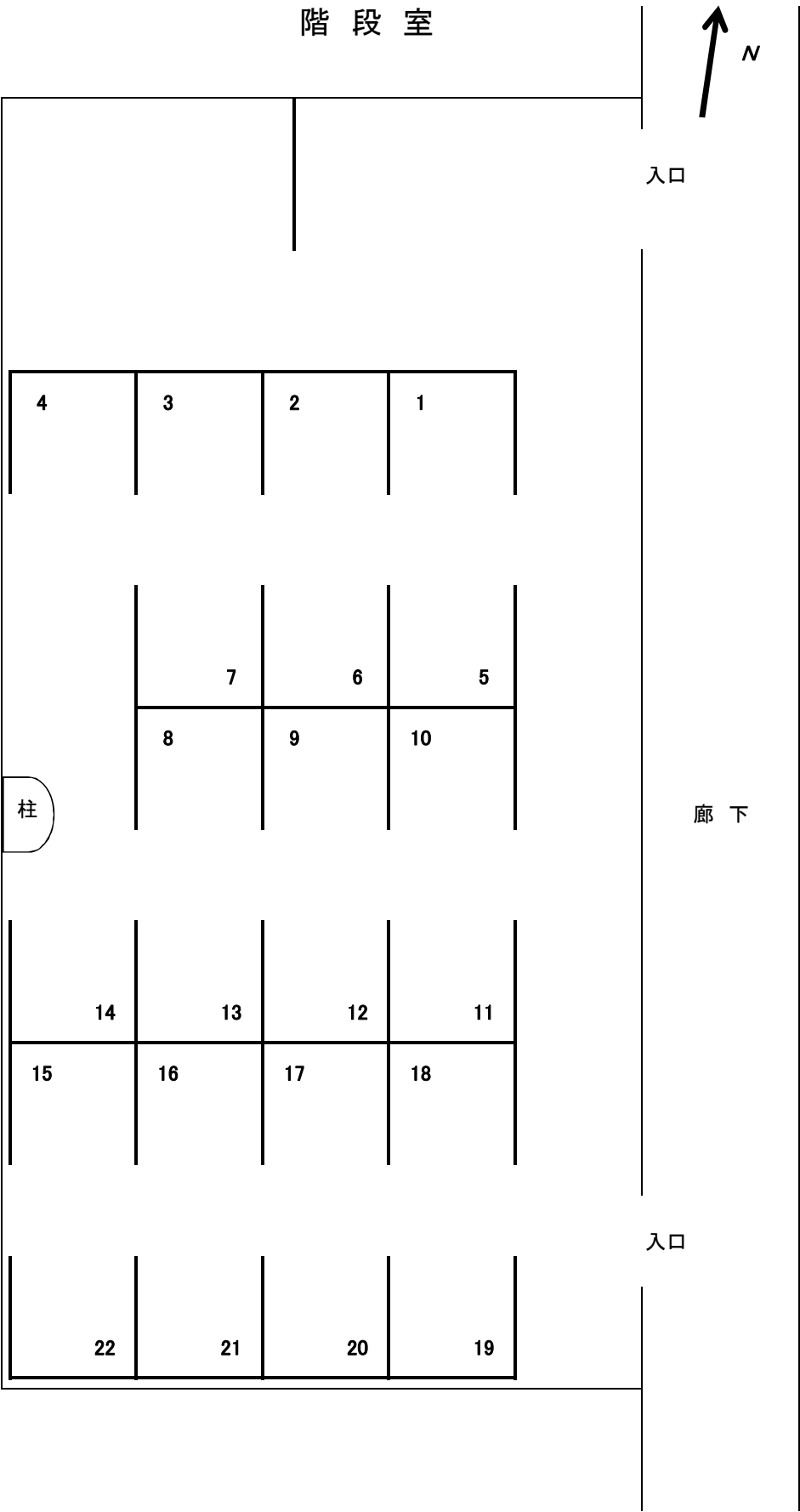
附 則(平成25年7月17日制定)

この内規は、平成25年7月17日から施行する。

M&Dタワー大学院生共同研究室2(7階)

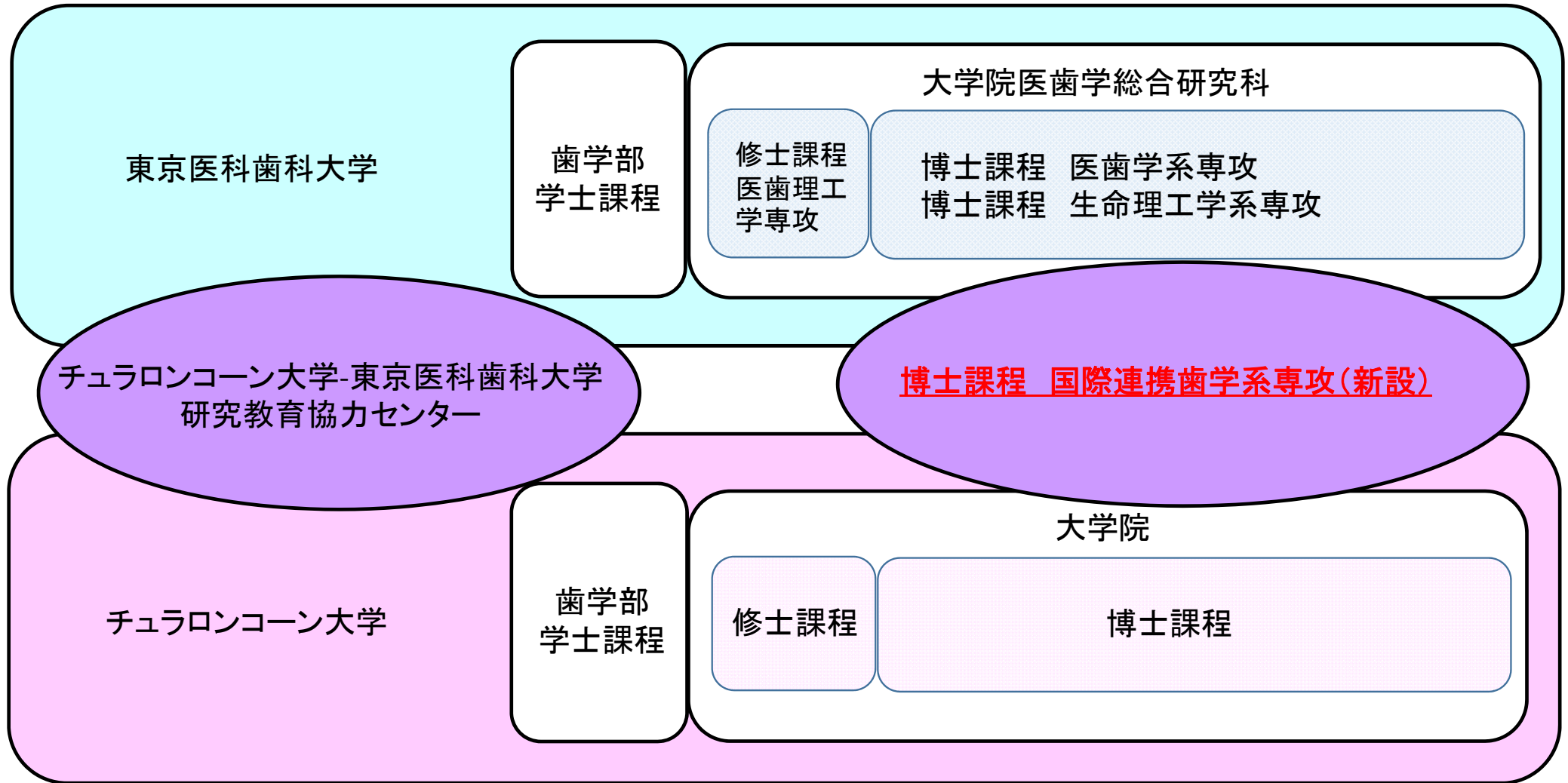


M&Dタワー大学院生共同研究室1(19階)

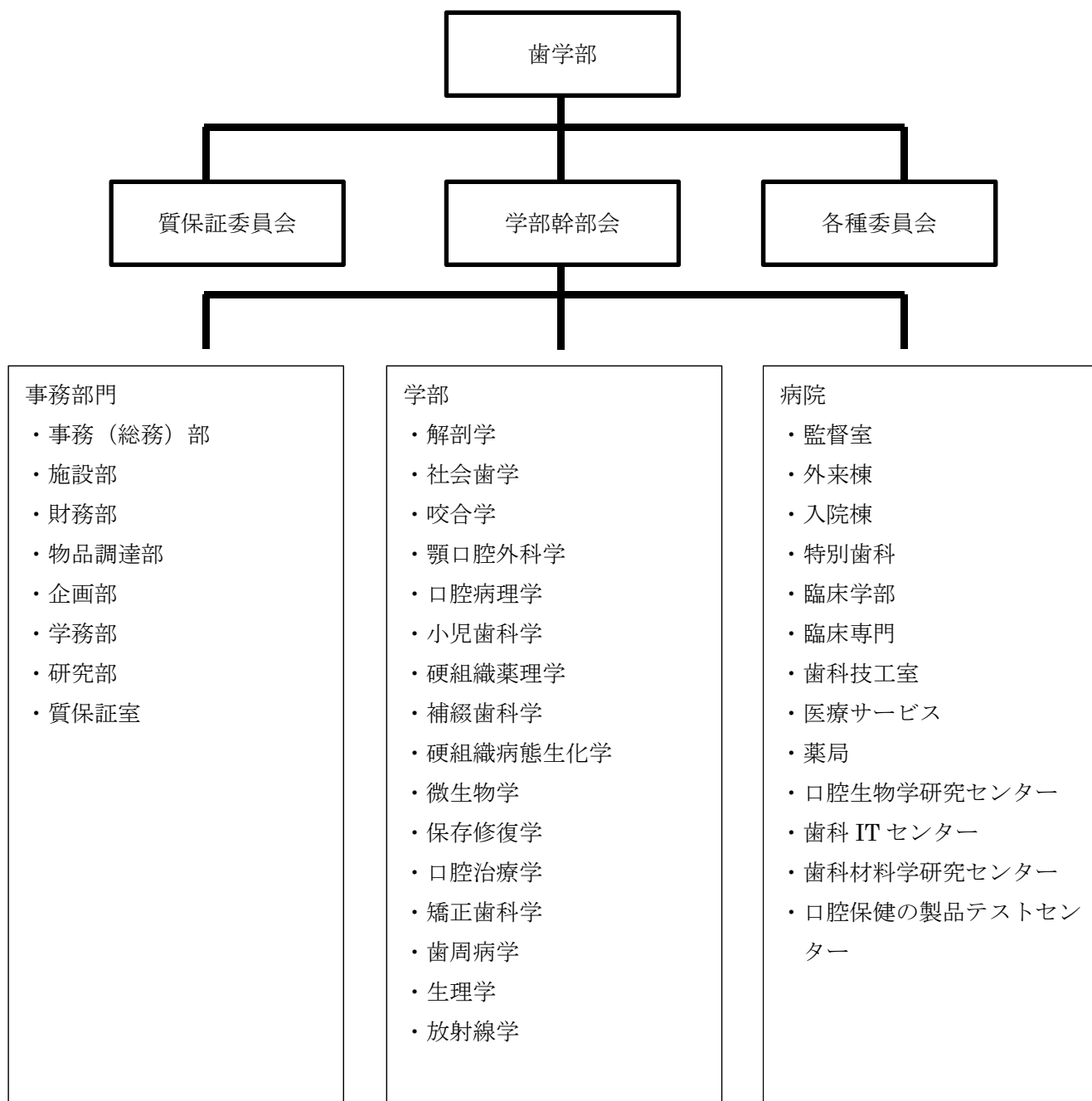


既設の課程との関係

資料7



チュラロンコン大学歯学部組織図



協定書を説明する資料(様式)

説明項目	申請大学	共同	連携外国大学	協定書該当箇所 【条、頁等】	
参考資料					
1. 教育課程の編成に関する事項					
○養成すべき人材像	—	歯学分野、特に歯科矯正学において、日本・タイ国のみならず広く東南アジア等で同分野の優れた知識、技術を有し国際的リーダーになりうる研究心旺盛な高度専門医療人	—	協定書第23条	設置の趣旨等を記載した書類 1. 設置の趣旨及び必要性 (4) 養成する人材像
○教育課程の編成	—	学位授与に要求される知識・能力および高度の専門的医療人に求められる知識・経験・技能・リーダーシップを取得するために、本課程は、以下の方針でカリキュラムを編成する。 1) 国際的に通用する高い研究能力と深い専門的知識および研究者としての思考能力・倫理性を有する人材を養成するために歯科矯正学に関する基礎科目および専門科目の授業科目を設ける。 2) 矯正歯科臨床の専門知識・技能を修得するための臨床科目を設ける。 3) 歯科矯正学に関する基盤的能力獲得のために、発表形式の参加型授業形式を取り入れたセミナーを設ける。 4) 研究対象となる種々の事象に対して、問題点を自ら発見し科学的な分析を行い解決方法を科学的根拠に基づいて提示し解決・評価できるようにするために、「特論」を専門科目として設ける。 5) 国際的に通用する新奇性の高い研究を企画・遂行するために「研究実習」を、さらに重要度の内容を有する学位論文を作成するための「実験・論文作成」を、専門科目として設ける。	—	協定書第13条 協定書第33条	設置の趣旨等を記載した書類 3. 教育課程の編成の考え方及び特色
○教育研究の内容・方法、研究指導の方法		(教育研究の内容・方法) 歯科矯正学を専門的な教育研究内容とする。歯科矯正学領域の研究の基礎ならびに臨床を担当する分野である「歯科矯正学」関連の授業科目のうち基礎科目を1年次にチュラロンコン大学で実施する。3年次から臨床科目を実施する。 東京医科歯科大学では2年次から、専門科目を実施して研究データの採得・解析・論文作成まで到達する。論文指導は、両大学が共同で指導する。本専攻の授業及び教育指導で用いる言語は英語とする。		協定書第17条 協定書第25条 協定書第30条 協定書第32条	設置の趣旨等を記載した書類 5. 教育方法、履修指導方法、研究指導体制及び修了要件

説明項目		申請大学	共同	連携外国大学	協定書該当箇所 【条、頁等】	
						参考資料
		—	(研究指導の方法) 学生への研究方法や論文作成を始めとする研究指導は、入学前の学生の状況、学生の能力に応じて、両大学が共同で行う。指導に当たっては、自立して研究テーマを設定できるよう、学位論文の完成に至るまでの研究指導を行う。両大学の専任教員が協力して責任をもつ複数指導体制を基本とする。学生が両方の大学から研究指導を受け入れることができるよう、学生1人に対して、両大学から1人ずつ置くものとする。担当は、研究テーマの設定から学位論文に至るまでの研究指導の主体的任務を果たし、副指導教員は、学生の研究テーマに応じ、主担当と協力し、補助的な指導を行う。	—		
2. 教育組織の編成に関する事項						
	○教職員の配置	—	両大学は、本専攻の設置の趣旨を踏まえて、歯科矯正学分野の経験の豊富な教員、両大学の大学院博士課程での教育経験の豊かな教員を配置し、国際性豊かな医療人の養成するための配置を行う。また、収容定員及び開設授業科目などを考慮して、歯科矯正学を中心とする研究指導教員及び研究指導補助教員を適切に配置する。	—	協定書第12条	設置の趣旨等を記載した書類 4. 教員組織の編成の考え方及び特色 (1)教員配置の基本的な枠組み
	○受入可能学生数	—	入学定員は、3名、収容定員は、15名とする。	—	協定書第6条	設置の趣旨等を記載した書類 8. 入学者選抜の概要 学生の確保を見通し等を記載した書類
3. 入学者の選抜及び学位の授与に関する事項						
	○入学者の募集及び選抜の方法	—	(入学者の募集) 本専攻の学生募集に当たっては、取得する学位、修了要件、教育内容や方法、アカデミックカレンダー、学費、1単位当たりの授業時間、奨学金や福利厚生等の学生支援等について、募集要項や両大学のホームページに十分な情報を事前に周知する。 (入学者の選抜方法) 入学者選抜は、東京医科歯科大学とチュラロンコーン大学の教員で構成される選考委員会が共同で実施し、書類選考、筆記試験(英語・小論文)、面接試験、実技試験(ワイヤーベンディング試験)によって選抜を行う。選考委員会が実施する筆記試験と実技試験を受け、6名程度を選抜した後、選考委員会の面接試験によって3名程度の選考を行い、合格者を決定する。また、入学試験の実施時期については、3月上旬頃に年1回実施する。		協定書第10条 協定書第11条	設置の趣旨等を記載した書類 8. 入学者選抜の概要

説明項目		申請大学	共同	連携外国大学	協定書該当箇所 【条、頁等】	
						参考資料
	○学位の審査(審査基準及び審査体制等)	—	学位審査は、両大学が共同して実施するものとし、審査員となる教員のレベルの同等性を確保するため、東京医科歯科大学の教員、チュラロンコーン大学の教員、外部有識者から構成される博士論文最終審査委員会を設置し、両大学で合意された審査基準に基づき審査を行う。	—	協定書第31条	設置の趣旨等を記載した書類 5. 教育方法、履修指導方法、研究指導体制及び修了要件 (7) 学位論文審査、学位授与
	○学位授与(手続き、使用言語及び学内規則の整備等)	—	(1) 学位記は、両大学が共同して1枚の学位記を授与し、学位記には両大学の学長が連名するものとする。 (2) 学位記は、入学手続きをした大学から手交する。 (3) 学位記に使用する言語は、タイ語、日本語及び英語とする。	—	協定書第5条	設置の趣旨等を記載した書類 2. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称 学位記様式(資料1)
4. 学生の在籍の管理及び安全に関する事項						
	○学生の身分(学籍管理の取り扱い)	—	学籍については二重学籍とし、両大学に籍を置くこととする。	—	協定書第7条	設置の趣旨等を記載した書類 10. 管理運営 (3) 事務体制
	○国際連携教育課程の終了時の手続き(在学中の学生に対する経過措置等)	—	本専攻を終了しようとする場合は、1年前までに相手大学に書面をもって申し出ることとしている。その場合、本専攻に学生が在学している間は本専攻の共同実施を継続するものとし、全学生の修了をもって終了することとしている。	—	協定書第22条	設置の趣旨等を記載した書類 15. 協議及び協定について (2) 連絡体制
	○学生納付金等の取扱い及び経費の配分	—	授業料等は、両大学の協議によりそれぞれの大学が定め、学生が入学手続きを行う大学において徴収することとし、重複して徴収しないよう配慮する。授業料等は、両大学の協議により分配するものとする。	—	協定書第20条	学生の確保を見通し等を記載した書類
5. 学生の奨学及び厚生補導に関する事項						
	○学生に対する奨学の措置及び厚生補導	東京医科歯科大学で入学手続きを行った学生については、タイ滞在中、東京医科歯科大学基金から奨学金を支給する方針である。 チュラロンコーン大学で入学手続きを行った学生に対する奨学に当たっては、「東京医科歯科大学私費外国人留学生特別研究奨励費給付制度」による奨学金の支給による支援が可能である。 また日本滞在での福利厚生、宿舍などの修学・生活支援として、学生支援課が中心となり学生サポートを行い、『チューター』(学生アドバイザー)が行う個別課外指導により、学生に対してきめ細かい支援を行う。	両大学は、複数の大学に在籍することに伴って生じる授業料等の取扱いにつき、価値の対価として過度な授業料等の負担がないよう学生の便益に配慮するよう努める。 両大学は、双方の大学の学生間で公平が図られるよう、留意するよう努める。 両大学は、学生の留学に伴う経済的負担について、相応に配慮するよう努める。 両大学は、その他、学生の福利厚生について、適切に配慮するよう努める。	チュラロンコーン大学で入学手続きを行った学生への奨学については、日本滞在に際して、往復の渡航費を支給する。また、学生への経済的支援として、毎年、約9万円の奨学金を支給する。 東京医科歯科大学で入学手続きを行った学生への生活支援として、チュラロンコーン大学の学生宿舎が使用できる。また、チュラロンコーン大学の教員及び事務職員が連携して、タイでの修学・生活支援を日本人学生に対して行う。	協定書第16条	設置の趣旨等を記載した書類 9. 学生への経済的支援に関する取組

説明項目	申請大学	共同	連携外国大学	協定書該当箇所 【条, 頁等】	
				参考資料	
6. 教育研究活動等の状況の評価に関する事項					
○国際連携教育課程の実施に係る責任の所在	—	JDプログラムの責任は、両大学が連帯して負う。 研究テーマも考慮するが、原則、チュラロンコーン大学で入学手続きを行った学生はチュラロンコーン大学の教員が主担当となり、責任を持って指導を行い、東京医科歯科大学で入学手続きを行った学生は東京医科歯科大学の教員が主担当を務め、責任を持って指導を行う。 本専攻における教育研究等に関する重要事項等については、本学と連携外国大学との間で連絡協議会を設置して、連携外国大学との実質的な協議ができる体制し、連帯して実施する。	—	協定書第15条 協定書第32条 協定書第34条	設置の趣旨等を記載した書類 5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件 (6) 研究指導方法 15. 協議および協定について (1) 連絡協議会（仮称）
○知的財産権の扱い	—	本専攻において発明があった場合、その発明及び発明者について相手機関に早急に伝えること。公表又は特許に関しては両大学の協議により定める。書面上の同意なしに公表してはならない。	—	協定書第21条	
○教育研究活動の評価及び年次報告書の作成・公表		各年度ごとに本学及びチュラロンコーン大学にて自己点検・評価を行い、年次報告書を作成する。それらの報告書をもとに、第三者評価委員会による外部評価を受けた後、結果をホームページ等で公表する。	—	協定書第35条	設置の趣旨等を記載した書類 11. 自己点検・評価
その他					
○定期的な協議の場の設置	—	教育課程の編成に関する事項など、本専攻における重要事項等について協議を行うため、両大学の学長（理事長）あるいは学長（理事長）から必要な権限を委ねられている者により構成される協議会を設置し、定期的に年1回以上開催する。	—	協定書第34条	設置の趣旨等を記載した書類 15. 協議及び協定について (1) 連絡協議会（仮称）

※協定書の複製に原本証明をして提出すること。また、協定書の和訳も参考資料として併せて添付すること。

※「連携外国大学」の欄について、複数の連携外国大学と協定書を締結する場合は、適宜、記載欄を増やして対応すること。

学部及び大学院全体の教員組織の概要

参考資料

(単位:人)

学 部 等 の 名 称		専任教員等						兼 教 員 任 等
		教授	准教授	講師	助教	計	助手	
新 設 分	大学院医歯学総合研究科 東京医科歯科大学・チュラロンコーン大学国際連携歯学系 専攻	15 (15)	4 (4)	6 (6)	13 (13)	38 (38)	0 (0)	0 (0)
	大学院医歯学総合研究科 東京医科歯科大学・チリ大学国際連携医学系専攻	29 (29)	12 (12)	9 (9)	11 (11)	61 (61)	0 (0)	9 (9)
	計	44 (44)	16 (16)	15 (15)	24 (24)	99 (99)	0 (0)	— (—)
既 設 分	医学部医学科	42 (42)	28 (28)	30 (30)	68 (68)	168 (168)	0 (0)	0 (0)
	医学部保健衛生学科	17 (17)	8 (8)	8 (8)	8 (8)	41 (41)	0 (0)	0 (0)
	歯学部歯学科	26 (26)	27 (27)	19 (19)	82 (82)	154 (154)	0 (0)	0 (0)
	歯学部口腔保健学科	8 (8)	2 (2)	7 (7)	4 (4)	21 (21)	0 (0)	0 (0)
	大学院医歯学総合研究科 医歯理工学専攻	116 (116)	93 (93)	62 (62)	198 (198)	469 (469)	0 (0)	102 (102)
	大学院医歯学総合研究科 医歯学系専攻	98 (98)	80 (80)	55 (55)	194 (194)	427 (427)	0 (0)	129 (129)
	大学院医歯学総合研究科 生命理工学系専攻	12 (12)	10 (10)	0 (0)	3 (3)	25 (25)	0 (0)	40 (40)
	大学院保健衛生学研究科 看護先進科学専攻	9 (9)	3 (3)	2 (2)	8 (8)	22 (22)	0 (0)	66 (66)
	大学院保健衛生学研究科 共同災害看護学専攻	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	5 (5)
	大学院保健衛生学研究科 生体検査科学専攻	7 (7)	4 (4)	6 (6)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	34 (34)
	計	133 (133)	101 (101)	70 (70)	206 (206)	510 (510)	0 (0)	— (—)
	合 計	133 (133)	101 (101)	70 (70)	208 (208)	512 (512)	0 (0)	— (—)